

(1) 「民泊」及び本市のルール案全般について

別添

「民泊」の法制度と本市の検討状況

番号	御意見の要旨
1	京都市のルールはよく考えられているので、基本的には賛成である。
2	京都市が現在策定しようとしているルールが違法ないし違憲であるとは考えがたい。京都市は必要であれば、住宅宿泊事業法を上回る規制をかけることも、同法の趣旨に反しない限り、積極的に解されるべきである。
3	ルール案は法の枠組みの中で精一杯工夫されたもので評価できる。ルール案の実施とともに違法民泊の取締りを強力に進めていただきたい。
4	民泊については、地域住民に多大な迷惑が起きていることを念頭に置くべきである。既に京都はゲストハウスタウンとなっており、健全で美しい古都を目指すため、民泊新法に係る条例は規制を厳しくすべきである。
5	日本の生活を体験できたり、かつてのユースホステルのような交流の場として機能するものが民泊として認知されるべきである。また、現在の許可や指導・調査を厳しくすべきである。
6	観光都市京都において観光客を迎え入れる「心」は大切なものだと考えるが、近年の民泊の建設ラッシュによる周辺環境の変化について、近隣住民が受ける影響を考慮していただきたい。
7	市内に民泊が多すぎる。もう必要ないと考える。
8	民泊自体に反対である。
9	民泊そのものに反対である。
10	民泊には反対である。
11	民泊行政は、目の対応をすべきではない。民泊を減少させるべきである。
12	京都ならではの「おもてなし」はキーワードのようであるが、内容が曖昧である。
13	民泊制度そのものに反対である。
14	ホテルや民泊の増加に歯止めをかけてほしい。
15	民泊大反対。
16	住宅を民泊として活用することは禁止すべきである。
17	住宅宿泊事業法に反対である。
18	住宅宿泊事業法が届出制であることをもって、行政の確認不足を主張するのは言い訳としか考えられない。
19	良質な民泊が競争して、悪質な民泊が営業できなくなる仕組みを構築してほしい。
20	政府の圧力に屈することなく京都市独自の規制をしてほしい。
21	このような考え方は、条例の立法事実の重要部分になるため、1条目的ではなく、条例の「基本理念」として別に条項を起こして明記すべきである。
22	今後、規制を強化したときに既存不適格物件への対応はどう考えているのか。立地規制は既存不適格とすべきだが、施設の管理方法などは猶予期間を設けるべきである。
23	本来、許可が必要な宿泊営業を届出制にした根拠には理解に苦しむ。
24	住民が安心して生活ができるように、民泊、宿泊施設の営業について、きめ細やかなしっかりとしたルールを作してほしい。
25	マナーを厳しくしてほしい。
26	届出ではなく認可制にしてほしい。
27	民泊を許可制ではなく届出制にするのは反対である。
28	国の政策に反する独自条例を制定するべきではない。
29	自由民泊にすること。
30	行政主導で市民の経済活動に過剰に規制をかけないでほしい。
31	かなり厳しいルールが課せられている。民泊と旅館業とは区別してルールを作るべきである。
32	民泊に関しては届出さえすれば、特に日数など規制する必要はない。
33	市民レベルの国際交流という観点から、民泊は同居型であるべきである。
34	静かな住宅地では営業日数制限、近隣に終日連絡ができる管理者の常駐義務等のルールが必要である。
35	京都市は既に熟成した世界的な観光都市であり、他方でホテルは今後過剰気味になるおそれがあるため、市民生活との調和のみならず、需要からしても、良質な民泊に限定して認めることが望ましい。
36	人の出入りが民泊によるものかどうかを判別するために全国統一のマークを掲げるべきである。

37	営業日数のカウントは1日を12時から翌日の12時までとするべきである。
38	民泊施設であることがはっきりと分かるように標識を付けるべきである。
39	民泊制度の責任体制はどうか。

本市の「民泊」の考え方

番号	御意見の要旨
40	ルール案に全面的に賛成する。
41	ルール案に全面的に賛成する。
42	市のルールに賛成である。
43	京都市のルール案に全面的に賛成である。日本一厳しい条例を作っていただきたい。
44	ルール案に賛成である。
45	ルール案に賛成である。
46	当該ルール案に賛成である。
47	京都市には最も厳しいルールを策定してほしい。
48	京都市の考え方に賛成だが、実効性のある施策にしてほしい。
49	市独自のルールを定めることに賛成する。
50	全体的に賛成であるが、より強固な対応が必要であるとする。
51	ルールに全面的に賛成である。
52	駆けつけ要件や対面でのかぎ渡しなどについて、賛成である。
53	京都市の方針である地域との調和に賛成である。
54	今回の京都市のルール（案）は調和のとれたルールである。国内外からのお客様を心温かく受け入れ、お客様も京都の生活文化を大切に、尊重する。京都の町家の保存、活用の観点からもこのルールは必要である。
55	一般市民にとって民泊は何のメリットもない。市民の暮らしが守れるルールを期待する。
56	千年の都を大切に、そこに暮らす人も大切にされている都市、住民の知恵が生かされる施策を希望する。
57	ホームステイ型とそれ以外を分けて制限するのは評価できる。
58	民泊にも違法民泊という悪いイメージのほかには商店街が潤うというメリットもある。このように民泊には良い面、悪い面があるため、理解を深めるために、「民泊とは何か」について十分に市が説明する必要があるとする。
59	もっと厳しいルールにすべきである。
60	パブリックコメントで、「求めます」という書き方は甘やかしにしか見えない。義務化するとしっかり書いてほしい。金儲けのために住民を不安にするなんて許せない。
61	誰のための観光立国か。市民のことをもっと考えてほしい。行政主導で利益追求の民泊を拡大することは許さない。
62	民泊にはもっと厳しい審査、厳しいチェック体制を設け、増加の制限をしてほしい。
63	民泊に苦しんでいる市民のために、地区計画等も活用し、もっと厳しい規制、ルールとすべきである。
64	国の施策の如何に関わらず、規制、不許可のルールを条例化すべきである。
65	独自条例の制定においては厳格なルールを定めることが重要。安易に努力義務や要綱での規定に止めることがないようにすべきである。
66	地区計画や建築協定、特別用途地区により、住居専用地域での民泊をやめさせてほしい。
67	特別用途地区の手法を活用した民泊のゼロ日規制を京都市も検討してほしい。
68	住居専用地域や共同住宅を宿泊施設にしないことが基本である。
69	現在起きている民泊に係る被害、迷惑に対して、どのように対応するのか明らかにすること。
70	「住民が安心して住み続けられることの保障」を民泊条例の一次的目的・理念として条例に明記すべきである。
71	今後も京都の良好な生活環境の形成主体は地域住民であるという理念を条例上も明確にするべきであり、その理念を具体化するために、地域における民泊営業に対して、地域住民の意思が反映される積極的な仕組みを作るべきである。
72	住宅街での治安維持、景観保全のためにも建築協定やまちづくり協議会の存在する地域では、一定の規制をしていただきたい。
73	路地などの細街路についても一定の範囲で地域を特定して営業を全面禁止したうえで、地域住民の合意を禁止解除の要件として課すべきである。
74	他の自治体の条例案を見ると、京都市のルール案は住民生活との調和の観点から規制に消極的である。積極的に他の自治体の手法について取り入れるべきである。

75	民泊の本来は普通の民家の客間に旅行者を泊めてあげて対価を貰うというものであり、もう少し規制や罰則だけで締め付け以外の考えを持ってもらいたい。
76	何を適正にしたいのか京都市は真剣に考えるべきである。
77	民泊ビジネスを広げようとする不動産関係者を無視している。京都市は観光客を受け入れる責務を有していることから、市内中心部を観光特区にして、住民を郊外に転居させ、市内中心部には自由に民泊とホテルをさせてはどうか。
78	民泊のよいところは、家主と宿泊者の交流によって京都の良さをわかってもらうことにあるはずなのに、今の民泊は家主不在型として経営され、お金のことしか考えていない。
79	京都ならでのおもてなしとは何を意味するのかわからない。現在、近くの民泊で困っている。民泊ではなく、ホテルや旅館を守り、増やせばいいのではないか。
80	海外からの旅行者に日本の良さを知ってもらえるような民泊を推奨すべきである。
81	当該案は、法律の民泊推進政策に反対するものであり、民泊を推進していくという基本姿勢をもってルールを決めていただきたい。
82	旅館業法、京都市上質宿泊施設誘致制度、民泊の関連性を明らかにしてほしい。

目的

番号	御意見の要旨
83	伝統文化の体験ができる施設は、地域にも売り上げを還元されたりするので、賛成である。
84	住宅宿泊事業により、京町家が守られるような条例にしてほしい。
85	ホテルや旅館のように施設によって多重防護されていない施設を利用させるために、また、運営に組織性が欠けるために、距離的に近い「近隣コミュニティ」への外部性は発生しやすい。コミュニティへの迷惑行為の防止や安全安心の確保という目的は、適切である。
86	利益追求ではなく、宿泊者をおもてなし、適切に運営されることを願う。
87	住宅宿泊事業法に基づく「民泊」営業のルールの事項を必ず守ってもらうこと。
88	国の規制緩和は至上命令ではなく、それが団体自治や住民自治を押しつづぶすようであれば、その法律が憲法92条に違反して無効となる。規制緩和の意見に惑わされることなく、京都らしい「おもてなし」を探求してほしい。
89	京都市の民泊規制は、旅館と同様の規制を課しており、新法の目的を全く無視した異常な規制である。
90	「適正な運営」という表現があるが、これは、民泊新法1条の同じ文言と同義なのか、あるいは、それよりも広いのか。広いとすれば、例えば、どのような内容が含まれているのか。
91	民泊新法は国の規制緩和方針に基づくものであるが、市民の生活を守る義務がある市としては、これを第一義としつつ法律の実施をすべきである。
92	「おもてなし」や「民泊ならではの付加価値」は具体的な説明が必要である。
93	民泊がどうして「京都の文化体験」や「市民との交流の促進」になるのか。
94	京都市が適正に民泊を管理すべき、京都ならではの「おもてなし」を提供すべきである。

(2) 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」営業のルールについて

ア 住居専用地域における営業期間の制限 住居専用地域における営業期間の制限

番号	御意見の要旨
95	ルール案を義務化すべきである。
96	家主居住型と家主不在型にわけて規制することは賛成である。
97	住専地域で1月、2月のみ営業を認めることには賛成である。受験シーズンなど配慮すべき時期も禁止すべきである。
98	いわゆる家主居住型住宅宿泊事業を営業時間の制限の対象から除外することは適切である。
99	民泊新法施行後は、現在京都市で予定している1月から2月の営業に限るなどの極端な制限を近隣住民も望んでいる。
100	旅館業許可取得できる用途地域以外は全面民泊禁止とし、用途地域で民泊の許可を出す場合は、現在案で出ている町家・マンションを問わず期間は1月、2月の2箇月のみとすべきである。
101	住居専用地域の宿泊所については反対である。
102	住居制限地域以外にも、景観条例や建築物の高さ制限等によって、新築のホテル・旅館の建設が事実上不可能な地域についても、住居専用地域と同等の制限を課すべきである。
103	住居専用地域では営業を完全に禁止すべきである。
104	住居専用地域では民泊営業はできないようにしてほしい。
105	年間営業日180日では、2日に1日営業していることになり、毎日営業しているのと同じである。地域住民の生活を考えた営業日数を京都市は内外に示すべきである。
106	住宅宿泊事業は、住居専用地域では禁止してほしい。市の案の60日では、やってもやらなくても同じである。

107	火災の危険性を考慮し、住居専用地域・木造住宅密集地は全面的に禁止すべきである。
108	住居専用地域における営業については、地元合意等により絶対に許可されない法とすべきである。
109	住居専用地域においては、国が異を唱えようとも、営業期間を制限するのではなく、周辺住民生活への影響を考慮して、禁止すべきである。
110	民泊はゼロ日規制するべきである。
111	京町家以外の住居専用地域での営業は禁止すべきである。
112	住居専用地域での民泊の営業を認めるべきではない。
113	住居専用地域における家主不在型は、全面禁止すべきである。
114	住居専用地域の見直しが必要である。
115	住居専用地域に住んでいるが、隣に民泊ができないか不安である。
116	住居専用地域においては、民泊営業を認めるべきではない。
117	住居専用地域にはどのような形態であれ、民泊は不要である。
118	住居専用地域での民泊はやめるべきである。
119	地域の環境維持の観点から、低層住居専用地域では民泊を禁止すべきである。
120	住宅宿泊事業法第18条の規制に関しては、京町家の家主居住要件を求めるのは適切ではないにしても、住居専用地域での駆け付け要件は厳格にすべきでないか。
121	住居専用地域では営業制限ではなく認めないでほしい。
122	住居専用地域での民泊を認めると安心して暮らせる場所がなくなってしまうため、反対である。
123	幼稚園、学校などの周囲でも禁止すべきである。
124	住居専用地域・木造住宅密集地は全面禁止とすべきである。
125	住居専用地域・木造密集地は全面禁止とすべきである。
126	住居専用地域以外にも長屋や路地、住宅密集地での民泊を全面禁止すべきである。
127	0日規制をすべきである。
128	静かな住宅街の中での民泊を禁止するべきである。
129	住宅地に民泊は不要である。
130	町内の8割以上が住居として使用されている地域は、宿泊施設の営業を許可すべきではない。
131	小さい町内では民泊を取りやめてほしい。
132	住居専用地域や共同住宅を宿泊施設にしないことが基本である。
133	住居専用地域になぜ民泊の許可をするのか。また、どのように1、2月だけの営業を守らせるのか。
134	住居専用地域では認めるべきではない。
135	住居地域は閑散期に限り、30日程度に制限すべきである。他の住居以外の地域においては、60日程度に制限すべきである。家主居住型については例外的に認めてもよい。
136	例外規定を取り除いてほしい。
137	第一種低層住居専用地域は、低層住宅に制限したうえで良好な住環境を守るための地域であり、最も厳しい建築制限が定められているので、同地域で「事業」である民泊を認めることがあってはならない。
138	現在旅館業の営業が認められていない地域での民泊営業は不可とすべきである。
139	住居専用地域、細街路、袋路、木造住宅密集地、集合住宅での営業は規制すべきである。
140	住居専用地域での民泊はやめるべきである。
141	住居専用地域では民泊を認めるべきではない。条例案は期間が長すぎる。住居専用地域以外でも営業期間を短くするべきである。
142	住居専用地域での民泊は反対である。
143	住居専用地域のみならず工業地域や市街化調整区域における民泊は不要である。
144	上京区の西陣地域のように、住宅地でありながら準工業地域に指定されている場合もあるので、そういった地域にも規制が及ぶようにしてほしい。
145	住居専用地域だけでなく、準工業地域も制限区域とすべきである。
146	住居専用地域の周辺においても、規制は必要である。

147	住居専用地域のすべてを一律に扱い、すべてについて1月～2月の営業を認めるというのは、画一的過ぎる。例えば、第1種低層住居専用地域において家主不在型の住宅宿泊事業を「ゼロ日」とするのは、比例原則に反せず可能ではないか。
148	壁一枚隣家の長屋での民泊は夜間の騒音による安眠妨害のため、禁止すべきである。
149	住居専用地域に限らず広く制限地域を設定してほしい。
150	都市計画で定められた用途地域の規制に合わせ、住居専用地域、工業地域、工業専用地域での「民泊」は原則禁止とすべきである。
151	住居専用地域、特に第一種住居専用地域においては、住宅宿泊事業を一切禁止すべきである。
152	制限区域は住居専用地域のみを規制するのでは足りない。
153	住居専用地域での営業は、全面的に制限すべき。1月、2月のみ営業を認める根拠が乏しい。
154	営業できる日数を0日とすることを国は認めない方向に強く牽制しているが、これは違法である。そのような牽制に引きずられる必要は全くない。
155	住居専用地域で期間を限って、営業を許可するとの方針には、断固反対する。
156	準工業地域も制限地域とすべきである。
157	住居専用地域以外も良好な住宅の環境が必要であるため、規制すべきである。
158	場所に従って平日営業の禁止、一定の事業態様の禁止等きめ細やかな規制を条例で制定すべきである。
159	違法民泊の苦情について、住居専用地域の割合を開示してほしい。営業制限についても、1月、2月は閑散期に当たり、急増するインパウンドの受け皿として政府の方針に反するものである。
160	1月、2月の閑散期の60日だけ営業を認めるという規制内容は厳しすぎる。市は旅館事業者のことだけを考えるのではなく、民泊事業者である市民のことを公平に判断するべきである。
161	住専以外にも、観光地に近くない地域は民泊禁止すべきである。
162	学校等の周辺100メートルも規制するべきである。
163	学校周辺（100メートル以内）は民泊を禁止すべきである。
164	小学校の近くは許可しないでほしい。
165	京都府条例素案にある、学校や保育園周辺の規制を京都市も取り入れてほしい。
166	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
167	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
168	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
169	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
170	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
171	住宅宿泊事業法第18条に基づく条例制定に当たっては、制限を一切設けないか、設けるとしてもきめ細やかな検討をしたうえで対象地域、対象期間をさらに限定すべきである。
172	地域ごとの十分な検討を行っていないため、住居専用地域を3月～12月営業禁止とするのは、法に反する。
173	地域ごとの十分な検討を行っていないため、住居専用地域を3月～12月営業禁止とするのは、法に反する。
174	住居専用地域という範囲を3月～12月までの期間、制限するのは法の趣旨に反する。
175	住居専用地域という範囲を3月～12月までの期間、制限するのは法の趣旨に反する。
176	年間で2箇月間しか家主不在型住宅宿泊事業の実施を許容しないことは過剰な規制であり、住宅宿泊事業法18条の委任の範囲を逸脱し、違法・無効となるおそれがある。
177	市内の住居専用地域において、3月から12月までの間は営業をしてはならない旨の規制は、営業の自由を侵害し、違憲・無効である。
178	住居専用地域での営業禁止期間が長過ぎる。国が法律で可能と決めたものを過剰に制限するのは間違っている。
179	違法民泊におけるトラブルの原因を考慮することなく、全体的に制限を課すのは理性的ではない。
180	住居専用地域で2箇月しか運用できないのはおかしい。
181	宿泊需要が高い場所を禁止すべきである。
182	営業できる地域や日数を制限することは反対である。
183	住居専用地域であることのみを理由とした規制は許されない。

184	居住型と不在型は分けて規制すべきである。
185	旅館業法に基づく旅館営業は、管理者の常駐などコミュニティに外部性を与えない制度的担保がある。それが十分でない民泊新法のもとでの住宅宿泊事業については、コミュニティの状況等を踏まえた制約は、合理的範囲で可能ではないか。
186	運営期間については、漁期のように何月何日～何月何日までと定めないと宿泊日数の把握は到底できない。
187	全域で営業日数を60日とすべきである。
188	集合住宅の営業日数を30日とすべきである。
189	1月～2月であっても、平日と週末を区別し、静穏さがより求められる低層住居専用地域においては、平日のみの営業を認めるのはどうか。
190	住居専用地域以外にも住宅が相当に存在していることから、外部性を与える蓋然性が高い民泊については、上乘せに規制することは比例原則に反せず可能である。
191	1, 2月だけというのは既存の事業者の方を向き過ぎではないか。桜と紅葉の時期に限るのが供給過剰でも過当競争でもなくよい。
192	年間での閑散期に、宿泊供給を増やしてしまうと繁忙期との価格差が広がる結果となってしまう。
193	法律本来の目的が宿不足の補填であることを鑑み、また、過当競争を避け、観光都市として良質な宿を提供し続けられるよう、住居専用地域における営業を閑散期ではなく4月、11月といった繁忙期の60日に限定することが望ましい。
194	繁忙期に規制すべきである。
195	観光シーズンに宿泊料金の高騰に伴って、京都市外に宿泊した観光客が京都を観光するという現象が起きていることから、住居専用地域における民泊は観光シーズンのみ営業するとしてはどうか。
196	住居専用地域をひとくりにしているのは、第1種住居専用地域に合わせた制約にしておき、実施後の状況を見ながら、他の地域においては制約を見直すことを含んでいるのか。
197	住宅が密集して建築されている人口集中地区において、宿泊客が住民生活の奥深くまで入り込むことの影響は少ない。市民の生活実態を踏まえたゾーニングをして、きめ細かい規制をするべきではないか。
198	営業日数の制限は半年ほどスタートして検討すべきである。
199	民泊認可の際は周辺状況等をきめ細かく調査、把握してほしい。

住居専用地域における制限の京町家の適用除外

番号	御意見の要旨
200	民泊施設として活用されることにより、京町家の除却を阻止しようということであれば、当該規定は適切である。
201	民泊は、京町家の利活用の選択肢の1つとして有効である。そのため、一定の要件を満たす京町家について、特例として住居専用地域での営業期間制限の対象外とすることに賛成するものである。
202	京町家を使った宿泊は文化体験として賛成する。
203	相対的に近い場所に管理者がいるという事が大事なのであり、同学区である必要性はない。
204	京町家の特例はルールを骨抜きにするもので削除すべきである。
205	京町家条例のもとでの京町家ならば「京都の文化体験」ができると考えるのは、論理の飛躍ではないか。
206	京町家風の建物を京町家と認定し、通年営業を認めることは、民泊の被害を受けることとなるため、京町家の特別扱いを止めてほしい。
207	防火や耐震面で大きな問題のある京町家の認定は容易にしないでほしい。
208	「おおむね同じ小学校の通学区域」のうち「おおむね同じ」とは、隣接する区域程度のことか。

イ 「民泊」の営業が認められない住宅 無許可営業を行っていない旨の誓約書

番号	御意見の要旨
209	旅館業法のもとでの簡易宿所営業許可を受けない違法行為者の営業を民泊新法が救うようなことがあってはならない。「シロ誓約書」の提出は適切である。
210	ルール案を義務化すべきである。
211	無許可営業の誓約書については、ルールは制定しても、そこに強制力が働いていないのが気になる。法的な規制を加える必要がある。
212	無許可営業を行っていない旨の誓約書には、当該施設だけでなく、少なくとも本市内において住宅宿泊事業者が無許可営業を行っていない旨を制約させる必要があるのではないか。
213	3箇月は短すぎる。せめて民法の時効である5年以内に不法な営業を行っていないことにすべきである。
214	現在無許可で営業している人には、法律にある3年ぐらいは営業できないようにすべきである。
215	無許可営業の誓約書につき、3箇月は軽すぎる、2年、3年は営業できないようにすべきである。
216	無許可営業は徹底的に排除すべきである。

217	違法な業者は排除するべきであり、3箇月の期間は甘すぎる。
218	3箇月では短く、過去の違法営業を帳消しにしないでほしい。
219	過去に無許可営業を行っていない旨の誓約書の提出については、旅館業法における欠格事由に準じて3年とすべきである。
220	無許可営業を行っていない期間は少なくとも「過去1箇年」とすべきである。
221	現在違法な営業をしている「物件」は、遵法精神がないのは明らかなので、届出を認めるべきではない。
222	なぜ禁止期間をその時期にしたのか、理由が分からない。
223	無許可営業を行った者は、永久に資格を剥奪すべきである。
224	3箇月間の無許可営業を行っていなかった誓約書を提出させるのは、観光客との交流に価値を見出しながら、旅館業法上の許可を取得できず、仕方がなく違法で営業している施設を否定することになり妥当ではない。
225	誓約書の提出に反対である。今般の法律は、これまで旅館業法の適用を受けない民泊を合法化するものであるため、そうした施設の届出を受け付けられないとするのでは法律の趣旨に反することになる。
226	これまで海外からの高校生や大学生のホームステイを受け入れており、その際、食事代と謝礼を少しいただいていたが、これも無許可営業に該当するのか。該当するのであれば、誓約書を提出できず、届出もできないということか。
227	誓約書の提出は届出制の法の趣旨に反する。また、誓約書は法律の定める届出要件ではない。誓約書に虚偽があった場合、京都市の対応を教えてください。
228	誓約書の提出がなくても届け出を受理すべきである。
229	「旅館業法に基づく許可を取得しないまま旅館業の営業をしたことがない旨の誓約書の提出」を届出要件とすることは許されない。
230	本当に行っていないか近隣への調査が必要である。
231	「宿泊者と住民の交流促進」が民泊新法の制度趣旨としているが、同法のどの条文の解釈から導かれるのか。
232	「シロ誓約書」は法定提出文書と考えるのか、法定外の独立条例に基づく義務と考えるのか。
233	「シロ誓約書」について、提出されない場合、虚偽報告がなされたときの法的対応はどのように考えるのか。

新築物件における「民泊」営業の制限

番号	御意見の要旨
234	民泊狙いの新築は脱法であるため、「少なくとも3箇月」という期間を明示するのは、京都市の解釈であり適切である。
235	ルール案を義務化すべきである。
236	起算基準日を、建物登記日をした日からではなく、同日後、「募集を開始した日」を起算基準日とすべきではないか。
237	一度でも「3箇月間」募集すれば、その後、何十年でも民泊営業が可能なのか。中古物を民泊目的で購入することも規制すべきである。
238	3箇月は短すぎる。せめて民法の時効である5年以内に不法な営業を行っていないことにすべきである。
239	新築物件における営業の制限が意味を成していない、過去3箇月の入居者の募集はすぐに満たすことが可能である。また、そもそも新築物件の届出を認めるべきではない。
240	新築物件における営業の制限が意味を成していない。そもそも新築物件での民泊は、禁止するべきである。
241	台所のない建物を「生活の本拠地として使用する目的で建てること自体合理性がない」という判断で、積極的に営業の制限を行わないと、ルールがないも同然となってしまう。
242	民泊用に新築された建物は、住宅宿泊事業の対象としないこと。
243	「入居者の募集が行われている家屋」の認定に当たっては、1年間とすべき。また、入居者の募集について実態がない場合も考えられるため、実態の有無の判断基準も定めるべきである。
244	大きなアパートが民泊になると団体客が泊まる可能性があるのでやめてほしい。
245	届出できる住宅の限定は許されない。
246	空き家利用という趣旨から新築物件での届出はおかしい。
247	新築での民泊は認めるべきではない。賃貸物件の転用も認めるべきではない。
248	「建物の登記日から起算して少なくとも3箇月間継続して、生活の本拠地として使用するための目的での入居者の募集を行っていること」を届出要件とすることは許されない。

賃貸営業に係る報告

番号	御意見の要旨
249	届出住宅が賃貸借契約等により人の居住の用に供された場合の報告義務の賦課は、住宅宿泊事業法の目的を阻害する規制として違法・無効となり、あるいは営業の自由の侵害に当たり違憲・無効となるおそれがある。
250	届出にかかる住宅が賃貸借された場合に住宅宿泊事業の廃止届出を命じるのは、同一のスペースについて、住宅宿泊事業と賃貸借行為が両立しないというからであろうが、そのように整理する理由は何か。

**ウ 事業者の条件
家主居住型の居住要件**

番号	御意見の要旨
251	住宅宿泊事業法において、営業はある程度居住している住民に認めるべきである。
252	届出提出をするにあたって、3箇月間は泊まる人を受け入れないという規制は本当に必要か疑問である。
253	3箇月は短すぎる。民法の時効である5年以上継続して居住という条件にすべきである。
254	年単位で居住又は居住し続けることを求めるべきである。
255	居住要件は1年とすべきである。
256	3箇月では短すぎる。5年とすべきである。もっともそこに住んでいたかどうかの判断をどのように行うのか。
257	継続的な居住については、1年間に要件とすべき。また住民票を置くだけで居住の実態がない場合も考えられるため、例えば、自治会による証明書、毎月の光熱水費の明細など生活実態を示す資料の提出を求める等をしてはどうか。
258	近所でのゲストハウスは元々当該地域に住まわれている方が経営されており、安心できる。営業を行うには、1年間居住し、近所づきあいが出てからにすべきである。
259	民泊新法の制度趣旨に鑑みれば、「既存住宅」の利活用である限りにおいて民泊営業が認められるため、「3箇月以上」というのは、合理的な期間と考えられる。重要な内容であるから、条例本則事項とすべきである。
260	一定期間継続して居住していることを証する住民票等の提出を義務化する、またはマイナンバー制度を活用するなど、家主不在型にも関わらず居住型と偽るような不正な届出を抑止すること。

国内における連絡体制の確保

番号	御意見の要旨
261	代理人も当該住居に5年以上居住を求めるべきである。抜け穴となる。
262	他府県や海外からホストをしている者が多すぎる。本来のairbnbは泊まっていたいただき交流を深めるものである。ホストはちゃんと京都市に本籍を置き、運営については代行等を用いるべきではない。
263	事業者の条件に、連絡先の要件として「日本国内」ではなく、「京都市内」に限定すべきである。
264	家主不在型においても、京都に居住している、住民票が京都市にあることを要件とするのが望ましい。
265	営業者は京都市民又は京都の企業であるべきである。
266	京都出身のオーナーに民泊をやらせるべきである。
267	営業者は京都市民又は京都の企業であるべきである。
268	日本人の代理人の設置を義務付けるべきである。
269	国内に代理人をおくことで許容するのでは、居住要件と矛盾するのではないか。
270	外国の住宅宿泊事業者に、日本国内に代理人等を置くことを義務付けることはGATS等の条約と不整合でないか慎重に検討すべきである。
271	外国人所有物件に不法滞在者が宿泊することが危惧されるので、指導・監督できるように規制すべきである。
272	国外の事業者である場合で、連絡が取れない場合は、京都市が介入すべきである。
273	宿泊客に対する安全・衛生・快適さの確保及び周辺コミュニティへの外部性の防止の観点からは、「国内における連絡体制の確保」により無責任な営業を排除することは必須の措置である。
274	全く守られないルールは抹消し、別の強制力のある規定を求める。
275	オーナーが外国人の場合、言葉が通じない。

**エ 適正な管理運営
面接等の実施（原則、対面による本人確認、人数確認及び迷惑行為防止に係る説明）**

番号	御意見の要旨
276	宿泊に提供する空間の「独立性」が高い旅館営業とは異なり、民泊においては、騒音等が施設外部に漏れて外部性を発生させる蓋然性が高いため、それを防止するための措置は、旅館業法よりも厳格に求めることが適切である。
277	民泊で一番問題となるのは、近所トラブルである。そのため、必ず管理者と宿泊者が顔を合わせ、注意喚起することを徹底すべきである。また、外国語対応も必要である。
278	適正な管理運営に、家主または管理業者の施設への常駐義務を課し、例外を認めるべきではない。
279	犯罪の温床となることを防止するために、対面でチェックインし、パスポートのコピーをとり、保管することを義務付けるべきである。
280	キーボックスに入った鍵をダイヤル番号で開けて入るだけでは、なりすましも可能であり不安である。
281	家主不在型の場合、宿泊者のパスポート、身分証明の対面による確認はしっかりと実施するよう指導してほしい。原則という言葉を外すべきである。

282	「対面でなくても」と代替手段を許容する内容となっているが、なりすましの阻止、または定員以上の宿泊を防ぐためにも必ず対面が必要である。
283	鍵の受け渡しは必ず管理人による手渡しとすべきである。
284	本人確認については、電話やメールでの行いは適切とはいえないため、対面で行うべきである。
285	宿泊者滞在中は、管理人を設置し、チェックイン対面での本人確認を求めるべきである。
286	ただし書き以降は抹消すべきである。
287	面接等の実施については、対面でない例外を認めるべきでない。また、宿泊客が使用している言語により説明を行うことを義務付け、また、これに従事する事業者及びその従業員の言語能力についても検証可能な仕組みを担保すべきである。
288	対面は義務化すべきである。
289	本人確認については、例外なく対面とすべきである。
290	管理人はチェックインからチェックアウトその後の部屋のチェックまでは最低限度必要であるため、常駐すべきである。また、部屋のキーは必ず管理人の手渡しとすべきである。
291	チェックイン、チェックアウト時には営業者の配置が必要である。
292	住宅を利用する場合は管理者が常に居ることが望ましいが、少なくとも入室、出室の際は必ず居てほしい。
293	対面受け付けは必要である。
294	外国人の場合はパスポートコピーを必須とし、対面確認を行うべきである。
295	キーボックスを使用して、1度も宿泊者と対面に対応しないことには反対である。
296	外国人の宿泊者にはパスポートのコピーの提出を義務付けるべきである。
297	騒音の問題は、事業者が責任をもって対応するべきである。
298	宿泊者を迎えるときは、管理者が立ちあい、宿泊に関するマナー、非常口、ごみの捨て方、規則等を伝えること。
299	施設管理者と利用者の対面確認を行うこと。
300	宿泊者がチェックアウトする際は、その都度、施設確認すること。
301	フロントに人がいなくても営業できるという、間違った民泊の使い方から市民を守ってほしい。
302	犯罪の温床となるため、暗証によるキーを認めるべきではない。
303	鍵は手渡しとすること。
304	外国人宿泊者のパスポートコピー保管は必須とすること。
305	オーナーは固定電話を設置し、パスポートのコピーを保管すること。
306	感染症のまん延防止と同宿者の健康のため、住宅宿泊事業法に基づく「民泊」の資格要件として、「宿泊者名簿」の記載と名簿保存を明示すべきである。
307	宿泊者名簿の記載を徹底させること。年に1～2回の提出義務を課すこと。
308	宿泊者の本人確認と万一の事故の場合の拘束は可能か。
309	騒音だけでなく、照明に関する対策（深夜に照明は迷惑）が必要である。
310	ポイ捨て等の禁止を追加してほしい。
311	マナー遵守の徹底を行ってほしい。
312	宿泊者へ消火器の使用方法や通報先を説明したところで、しっかりと理解するものとは思えず、このままでは火事が起こりうる。
313	対面と同様な方法の具体的事例があった方がイメージが分りやすい。
314	「対面でなくても、これと同程度の方法」とは、どのような方法か。
315	迷惑行為防止に係る説明内容を具体的に規定することが望ましい。
316	個人旅行者の場合、身元が不明で不法入国されても分からない。
317	宿泊客が近隣住民に受け入れられるようにするべきである。

緊急時や苦情又は問い合わせに対応するための体制（「駆け付け要件」の設定）

番号	御意見の要旨
318	駆け付け要件の設定はよいアイデアと思う。業者がしっかりと駆けつけられたか確認するために、記録を残し、報告させてはどうか。また、警備会社のように巡回や一人で何十箇所も担当するようなことはできないようにすべきである。
319	違法民泊の問題点は、周りに迷惑がかかったときにすぐに対処する人がいない時や管理者が不在な時にその対応が取れないことに集約されると考えているので、京都市の案のように時間のほかに地理的な要件を加えた点はよい。
320	駆け付け要件は厳守させるべきである。
321	駆け付け要件の設定は適切である。問題はその実効性である。
322	家主居住型であれ、家主不在型であれ、宿泊客の行動に責任を持って対応できる人にすぐに連絡が取れるような制度にしてほしい。
323	何かあったときにすぐ連絡がとれ、駆けつけられるような体制を構築してほしい。また、苦情をどのように処理したかを説明してほしい。
324	トラブルが発生したときの対処について厳格かつ適切に対応してほしい。
325	駆け付け要件について賛成である。10分以内とあるが、どこを起点として計測するのか教えてほしい。
326	ルール案を義務化すべきである。
327	駆け付け要件が距離で示されたのはとても良いことである。
328	住宅の多い地域では、営業者が常駐すべきである。
329	宿泊者の滞在中は家主、管理業者を常駐させるべきである。
330	施設内に管理者常駐を義務付けるべきである。
331	現状民泊は、一棟貸しで不特定の人が宿泊し、管理者不在で苦情対応できないため絶対に反対であり、家主居住型に限定すべきである。
332	民泊事業者は24時間連絡が付くようにすべきである（騒音問題等は夜間に起こるケースが多いため。）。
333	施設内管理者は原則24時間常駐を義務付けるべきである。
334	業者のスタッフの常駐、帳場での対面チェックイン・チェックアウトにおいて、駆け付け要件のような例外を認めるべきではない。
335	施設への常駐を義務化し、家主不在型を認めるべきではない。
336	緊急事態時には、10分ではなくもっと早く駆けつけられるようにしてほしい。もっとルールを厳しくすべきである。
337	宿泊者が滞在中は管理者が常駐すべきである。
338	トラブルが起きたときには24時間すぐに対応ができるよう管理者を置くなどしなければ、近隣の不安を解消し、同意を得ることはできないと考える。
339	住宅なら家人または管理者の常駐を義務付けるべきである。
340	宿泊施設には、管理者を常駐にしてほしい。
341	住宅なら家人または管理者の常駐を義務付けるべきである。
342	管理人が常時おられる所はまだいいが、無人の所は色々とトラブルが発生したときに困る。
343	営業者の不在施設は、許可を取り消すべきである。
344	家人または管理者の常駐を義務付けるべきである。
345	宿泊施設内には必ず管理者を常駐させるべきである。
346	管理人の24時間常駐を義務化すべきである。
347	管理者は常駐させるか、たくさん施設を担当できないようにするべきである。
348	管理者の不在は、営業者の経営管理責任を不問とするものであり許されない。
349	管理人は24時間常駐すべきである。
350	管理者の常駐を義務付けるべきである。
351	管理者が不在の宿泊施設は騒音や火災の発生、犯罪の温床となる可能性があり心配である。
352	営業者が住まない民泊に反対である。
353	隣の民泊施設に常駐の管理人がおらず、深夜の騒音などがひどい。
354	民泊には管理者が常駐すること。
355	管理者不在は管理業務の放棄である。

356	10名以上を超える民泊には夜間常駐者を置くこと。
357	きちんと管理者を必ず置きいつでも連絡がつくことを条件としてほしい。できない場合は営業停止とすべきである。
358	家の隣に民泊ができたが、管理者がいつもいないことが不満である。
359	トラブル発生時には即時対応ができるようにしてほしい。
360	責任のある管理者を常駐させること。
361	常駐の人を置いてほしい。
362	宿泊者が利用中は家主又は管理者が常駐すること。
363	宿泊者が利用中は家主又は管理者が常駐すること。
364	管理人を必ず置いてほしい。
365	管理人を必ず置いてほしい。
366	常駐の人を置いてほしい。
367	管理者を常駐させること。
368	宿泊者が利用中は家主又は管理者が常駐すること。
369	管理者の常駐義務は条例に明記すべきである。
370	家主不在の民泊は犯罪の温床になる可能性が高く反対である。
371	管理者が常駐していない施設は、騒音がひどいため、常駐すべきである。
372	管理人を必ず駐在させること。
373	現在、隣の民泊で迷惑している。管理者には駐在してほしい。
374	隣の民泊の衛生面で悩まされたことがある。しっかりと管理してほしい。
375	隣の民泊で、勝手に敷地に侵入され迷惑している。しっかりと管理してほしい。
376	管理者が施設に常駐しないところは民泊として認めるべきではない。
377	管理者がいない施設で十分なおもてなしが可能なのか疑問を感じる。
378	管理人は常駐すべきである。
379	深夜に騒いだり、ごみ、火事、感染症の可能性もあることから、管理者が常駐すべきである。
380	管理人を常駐させるべきである。
381	実施的なオーナーが不明な場合は、許可等すべきではない。
382	24時間常駐である。
383	800メートル10分の駆け付けでは、不動産会社の無責任な管理となってしまう。
384	800メートル以内の事務所設置は甘い規制である。
385	常駐を義務化すべきである。
386	常駐を義務化すべきである。
387	常駐を義務化すべきである。
388	管理人の24時間常駐を義務付けてほしい。
389	無人営業などもつてのほかである。
390	管理人のいない民泊にはとても不安があるので、市民の生活を守る体制を整えてほしい。
391	民泊をするならば、24時間管理人の常駐が最低条件である。
392	家主・管理者の不在はあってはならない。
393	管理者の常駐に例外を認めるべきではない。
394	宿泊時には必ず管理者を置くことを義務化してほしい。
395	管理者が常駐することを条件とすべきである。
396	営業時間中の常駐を義務付け、例外を認めるべきでない。
397	800メートル10分以内というのはおかしい。常駐を義務付けてほしい。

398	宿泊施設内には「管理者常駐」を義務付けてほしい（不在や800メートル以内では不安。）。
399	常駐を義務化すべきである。
400	管理人は常駐すべきである。
401	管理者を施設に居住させ、町内会の運営に協力するべきである。
402	オーナー不在の民泊は無責任であり、オーナー自ら国際交流するために民泊をする京都市の考え方に反する。
403	オーナーが夜間不在な場合、朝のごみ出し、夜の騒音を理解していない。
404	オーナーが居住していれば、ごみ出しのリスク、火災のリスクが低くなる。
405	常駐の管理者を置くこと。
406	管理人は常駐させること。
407	管理者のいない宿泊施設なんてありえない。本当に旅行を楽しみに来られる人は地元の人と接することである。
408	旅館業法に基づく民泊も民泊新法に基づく民泊も管理者を24時間常駐させるべきである。
409	駆けつけられる要件は、営業の届出のあった客室に概ね30分以内を目安として駆けつけられる範囲に事業者又は管理者を駐在させるべきである。
410	管理者らが緊急時などに約10分以内で駆けつけられるなら 住居専用地域でも180日の営業を認めるべきである。
411	適切な管理運営として、管理者又は家主の常駐を必須とすべき。管理者がいるから、宿泊者のマナーが守られているという面は大きい。
412	10分でもかけもち等で十分に管理できないことも考えられるので、かけもちを禁止してほしい。
413	一定の苦情数によっては、その民泊の施設の営業を制限すべきである。駆けつけ要件では、事後対応となってしまふ。
414	十分な管理ができていない場合の行政の対応が重要である。駆けつけ要件が守られなければ、許可等を取り消すくらい的人员が必要である。
415	問題発生時、10分以内に施設に赴き問題解決を図ること。
416	駆けつけ要件とともに、不在の定義となる事項を明確に規定すべきである。
417	苦情対応はコストがかかり、十分な対応が期待できないので、違反者の発見、罰則の強化を図るべきである。
418	10分以内や半径800メートル以内といった距離基準に加えて、夜間も含め常時駆けつけられる体制も要件とすべきである。
419	近くの空き家に外国人が入り出すようになり、不安である。なによりもその施設がしっかりと管理されているということが最も重要である。
420	町内会が届出住宅を管理することで、800メートル要件をクリアする場合、町内会に報酬を払う等、民泊の地域利用化を条件に入れると、地域力に寄与する新たな可能性を引き出せる。
421	駆けつけ要件は必要。ただし、共同住宅の場合において、各住戸までの距離および時間の算定方法を具体的に明示すべきである（1階移動するごとに○分追加するなど。）。
422	確実に800メートル以内に管理者を設置してほしい。
423	管理者を800メートル以内に常駐させることは、複数の事業者や複数の施設に共同で管理者を置き、実際のトラブルに対応できるのか懸念している。書類上の管理者とにならないようにしてほしい。
424	駆けつけ要件を、800メートルかつ10分以内ではなく、学区でくくるのはどうか。
425	苦情の対応をしっかりと行う体制として、従業員の人数の確認が必要である。
426	民間のホームセキュリティ会社が10分以内に駆けつけることも認めてほしい。
427	駆けつけ要件や、ごみの処理など骨抜きとならないよう、管理者の人員体制にも基準が必要である。
428	管理人は24時間常駐すること（やむを得ない場合はその事情及び周辺住民の同意を得たこと、常駐とならない期間を明記した書類を添付すること。）。
429	駆けつけ要件については、「地元住民との相談会での合議に基づき半径800メートル圏以内に管理者の駐在を求める」と記載するなど、事前に制度を設計しておくべき。
430	管理者不在の中でのごみ処理、火の不始末など万が一の緊急事態が発生したときの対処方法に不安が残る。
431	民泊は、同一学区内（または隣接）の居住者のみに許可してほしい。
432	騒音、火災、テロの温床となりかねないため、常駐の管理者のいない民泊は反対である。
433	低層住居専用地域においては、居住型及びそれに準ずるアクセスが可能な場合のみを認めるようにするべきである。
434	駆けつけ要件は距離ではなく時間で規制すべきである。
435	特に住宅密集地での民泊を運営するに当たり、犯罪の温床とならないよう緊急時の早急な対応を行う管理者の常駐及び火災防止対策、防音対策を徹底させるべきである。

436	事業者がころころと変わるの不安である。
437	宿泊者滞在中は、管理者の常駐又は10分以内の駆け付けが必要である。
438	800メートル、10分以内は目安ではなく確実にその距離と時間を明記すべきであり、守られない場合は、既に営業している物件についても許可を取り消すこと。
439	民泊の経営者は施設の800メートル以内に住居を構えるべきである。
440	夜間でも連絡が付く状況にすべきである。
441	オーナーの顔が見えない民泊は不安である。
442	10分以内の駆けつけ要件は厳しすぎる。
443	800メートル以内の駆けつけ要件は、根拠が曖昧である。
444	20分から10分としており、旅館業のルールより厳しいものになっており、政府の立法の趣旨から大きく離れている。
445	10分以内の駆け付けは、法を逸脱している。
446	物件の800メートル圏内に事務所を置くなど、物理的に厳しい条件に関しては見直すべきである。
447	800メートル以内の駆けつけ要件は厳しすぎる。
448	800メートルの駆けつけ要件は厳しすぎる。
449	800メートル以内の駆けつけ要件は、根拠が不明であり、自転車を用いるなどの別の方法もあることから、反対である。
450	800メートルの駆けつけ要件は厳しすぎ、宿泊業者を志すものが断念させるを得ないものであり反対である。
451	800メートル、10分の駆けつけ要件は厳しすぎる。
452	800メートル以内の駐在は、現実的ではない。約30分で到着できるくらいが現実的で守れるルールである。
453	800メートル、10分以内の駆けつけ要件は現実的ではない。
454	駆け付け要件は10分、800メートルは非現実的で実効性に乏しい。管理運営体制をチェックすることも難しいと思われる。30分、2キロメートル以内を希望する。
455	10分、800メートルの駆け付け要件は厳しすぎる。
456	駆け付け要件は設定しないか、設定したとしても概ね30分以内を目安範囲とすべきである。
457	駆け付け要件は設定しないか、設定したとしても概ね30分以内を目安範囲とすべきである。
458	10分、800メートルの駆け付け要件では7割が営業不能となる。
459	ルール案で示された要件を設定することは、営業の自由に対する重大な制約となる。駆けつけ要件を設定しないか、あるいは、30分以内に駆けつけられる範囲での駐在にとどめるべきである。
460	ルール案で示された要件を設定することは、営業の自由に対する重大な制約となる。駆けつけ要件を設定しないか、あるいは、30分以内に駆けつけられる範囲での駐在にとどめるべきである。
461	ルール案で示された要件を義務付けることは厳格すぎる規制であって、比例原則違反により違法又は営業の自由の侵害として違憲とされ、無効とされるおそれがある。
462	距離ではなく時間で規制すべきであり、30分以内を目安とすべきである。
463	「駆け付け要件」は設定しないか、設定したとしてもおおむね30分以内を目安範囲とすべきである。
464	「駆け付け要件」は設定しないか、設定したとしてもおおむね30分以内を目安範囲とすべきである。
465	「駆け付け要件」は設定しないか、設定したとしてもおおむね30分以内を目安範囲とすべきである。
466	「駆け付け要件」は設定しないか、設定したとしてもおおむね30分以内を目安範囲とすべきである。
467	駆け付け要件は30分以内を目安とすべきであり、800メートルなどといった距離の規制は課すべきではない。緊急時の対応（火災や犯罪）は消防や警察が対応すべきであり、管理者が対応する必要はない。
468	駆け付け要件は30分以内を目安とすべきであり、800メートルなどといった距離の規制は課すべきではない。緊急時の対応（火災や犯罪）は消防や警察が対応すべきであり、管理者が対応する必要はない。
469	駆け付け要件は30分以内を目安とすべきであり、800メートルなどといった距離の規制は課すべきではない。緊急時の対応（火災や犯罪）は消防や警察が対応すべきであり、管理者が対応する必要はない。
470	緊急時は消防、警察が対応可能であるため、800メートル、10分の駆け付け要件は過剰である。

宿泊者であることがわかるゲストパス（身分証）の交付

番号	御意見の要旨
471	ゲストパスは宿泊前に交付することを事業者が義務付けること。また、宿泊者には民泊に出入りする際は携帯、着用を義務付ける。5万円以下の罰則も義務付けること。
472	ゲストパスは周辺コミュニティの中での「通行手形」のようなものであり、住民との交流を促進するためのツールともなるものであるから、例えば宿泊日数が1日であっても有効である。
473	外国人旅行者が町内をうろろすると気味が悪いと感じる。
474	身元がはっきりしない外国人が入れ代わり立ち代わり住居専用地域に入ってくるのは混乱をしてしまう。
475	ゲストパスは宿泊者が当日有効のものを持っていなければ、周辺住民が宿泊を差し止めることができるようにすべきである。
476	ゲストパスの具体例を教えてください。
477	ゲストパスの携行は反対である。
478	ゲストパスの携行は反対である。
479	ゲストパスの携行は反対である。
480	ゲストパスの携行は反対である。
481	ゲストパスの携行は反対である。
482	ゲストパスの携行は反対である。
483	ゲストパスの携行は不要である。
484	ゲストパスの携帯に意味があるとは思えない。
485	ゲストパスの携帯に意味があるとは思えない。
486	宿泊者の首に紐を付けさせることになると、観光意欲が下がってしまう。

共同住宅及び袋路（通り抜けができない細街路等）内に所在する建物における営業

分譲マンションの管理組合による営業の確認

番号	御意見の要旨
487	当該ルール案に賛成する。
488	オートロックマンションで認められている場合であっても、宿泊者は、鍵で玄関を開閉し、暗証番号は使用させないよう指導してほしい。
489	分譲マンションにおいて、「管理組合が認めていること。」にしないのはなぜか。また、管理規約において、「専ら住居として使用すること。」や「宿泊施設利用を禁止する。」とされている場合、届出住宅はできるのか。
490	民泊を禁止した総会決議の議事録を京都市に提出することで、民泊ができないようにしてほしい。
491	管理業務契約書と建物使用細則書で禁止する規定があれば、民泊使用不可とする条例を定めてほしい。
492	分譲マンションの営業は原則として否定すべきであり、例外的に管理組合の承認があれば、営業を認めるとすべきである。また、その場合は、原則テナント部分での営業とすべきである。
493	分譲マンションより影響が大きいと考えられる賃貸マンションでの「民泊」は基本的に反対であり、禁止にすべきである。
494	集合住宅での民泊営業は不可とすべきである。
495	賃貸マンションは全面禁止してほしい。
496	住宅宿泊事業が営まれた後に、管理規約により禁止規定を設けることは可能か。
497	管理規約の規約改正を行ったが、自分たちで自衛するしかない。
498	民泊を禁止しているマンションに京都市公認のポスターを配布してほしい。
499	家主居住型なら区分所有マンションでも営業を認めるべきである。

他の居住者等に対する営業の情報の提供

番号	御意見の要旨
500	営業情報の掲示（共同住宅や袋路内の場合）に賛成する。
501	民泊の前に宿泊人数の有無、人数掲示は必須である。
502	営業時には特定できる看板や標識を掲げることを義務付ける
503	連絡のために、届出番号だけでなく、施設名と、事業者や管理者の連絡先をルールとすること。

共用部分等の使用方法の説明

御意見はございませんでした。

適正な廃棄物処理が行われているかの確認（事業系ごみとしての処理）

番号	御意見の要旨
504	利用者の多くは外国人観光客で、ごみの出し方そのものに関心が薄く、レジ袋に入ったごみが多く出されている。実効性のある内容にしてほしい。
505	ごみ出しルールを徹底すること（市の回収ではなく事業者にて回収させるべきである。）。
506	タバコやごみのポイ捨て等を常にチェックするほか、チェックアウト後のごみの分別整理は必要である。
507	夏の不潔な状態で困っている。毎日のごみの回収を義務付けるべきである。
508	営業者が責任をもって対応すべきである。
509	家庭ごみの収集日以外に黄色のごみ袋でごみを出されて迷惑である。ごみ出しのルールを作してほしい。
510	ごみは勝手に捨てないようにしてほしい。
511	適正なごみ出しの徹底を行政が監視すべきである。
512	事業系廃棄物の処理を適切にすべきである（飲食店街の早朝のごみはカラスに荒らされている。）。
513	廃棄物処理を事業系ごみとして処理することを、民泊の必須条件とすべきである。
514	違反行為を起こせないよう、相当過料の罰則規定を入れるべきである。
515	届出時には、ごみ処理方法の書類を添付すること。
516	これまでホームステイの受け入れをしてきたが、大人数ではなく、1～2人程度である。家庭ごみの範囲で十分カバーできるはずである。
517	家主同居型民泊からのごみ処理も一律に外部廃棄物処理業者に出さなければならないという案には反対である。
518	ホームステイとしてゲストを受け入れているものだが、ごみを事業系として処理するのは無理である。家主居住型の場合は例外として適用すべきではない。
519	少量であれば家庭ごみとして処理すべきである。
520	ホストが各自きちんとごみ処理を行っているのであれば、ごみの業者と契約することは不必要と考える。
521	夜中にバッカー車が来て騒音被害が発生する危険がある。家主居住型では、家主と宿泊者のごみの区別が困難。
522	ごみについては、一般ごみ袋より、高額なゴミ袋を用意して、一般ごみと一緒に収集してもらうのはどうか。
523	家庭ごみより割高にしてもいいので、住宅宿泊事業からでる廃棄物は、京都市で回収してほしい。
524	行政主導のごみ回収方法を構築すべきである。
525	ごみ出しの場所は地域の地図に表示するべきである。
526	市民が困っている実態を把握するために、周辺住民から受けた苦情の内容も定期報告すべきである。
527	廃棄物処理業者との契約書のみならず、マニフェストの存在と立入り時の確認を要件に明示すべきである。
528	住宅宿泊事業者に事業系ごみとしての処理をそのまま義務付けることは適切ではない。一定量以下の少量の事業ごみについて、ごみ処理券の購入・貼付を義務づけつつ京都市の回収を利用できる制度を導入することを検討すべきである。

インターネット上の宿泊仲介サイトへの掲載に当たって、事業者には施設住所、詳細な地図等の施設情報の掲載を求める点。

番号	御意見の要旨
529	宿泊者に対してはもちろん、タクシードライバーにも場所が伝わる地図が必要である。
530	市内全域の登録された民泊施設の住所、連絡先をホームページで閲覧できるようにすること。
531	自分の家が民泊施設としてインターネットに公表されていた。適正な情報を公開するようにして、京都市は市民を守ってほしい。
532	インターネットによる予約時点で京都市のルールが伝わるようにすべきである。
533	インターネットによる掲載は、周辺住民のプライバシーにも考慮すべきである。
534	住宅宿泊事業者に対して施設情報の掲載義務を課すことは、不可能を強いることになり許されない。住宅宿泊事業者に対して、施設情報掲載義務を課すことは、不必要かつプライバシーの侵害の懸念もあり許されない。
535	家主居住型の場合、インターネットで所在を公開することは、個人情報の公開となるため妥当ではない。
536	ホームステイ型は、宿泊施設のインターネット公開は、プライバシーとのせめぎ合いになると思うが、京都市はどう考えているのか。
537	一般個人の氏名・住所・電話番号等のプライバシーに関する情報が広く一般に公開されないようにしてほしい。
538	インターネットへの地図等の掲載は仲介業者への履行が徹底されるか不安なので罰則を設定すべきである。

539	民泊の仲介サイトに、旅館業許可の有無及び民泊新法の届け出が済んでいるかの確認をさせるべきである。
540	日本政府が主要仲介サイトへの接続遮断などの措置をも視野にして交渉をすすめて、ホスト情報を開示させるようにすべきである。

オ 宿泊施設の安全・衛生の確保 衛生基準

番号	御意見の要旨
541	特に火災、衛生、騒音に注意してほしい。
542	ルール案を義務化すべきである。
543	衛生面でも厳しい規制を課すべきである。
544	衛生設備要件の加重が負担とならないよう留意すべきである。
545	古い学生寮などでよく見られる、風呂トイレ台所等が共用の施設の取り扱いはどのようになっているのか。このような施設は、左京区などの大学の周辺に多数あり、民泊新法の対象となるのは、危険ではないか。
546	家主居住型で少人数だけが泊まる届出住宅の場合は、風呂やトイレなどの衛生設備を家主と共用することを認めてはどうか。
547	「これらに加えて」とは、横出しの趣旨であるが、追加される基準や手続きは、民泊新法の「内側」の規制なのか、その「外側」の独立規制なのか。
548	「加えて規制」の不履行は、法第15条の命令の対象となるのか。

消防法令適合通知書

番号	御意見の要旨
549	スプリンクラーの設置を義務付けること。
550	スプリンクラーの設置を義務化すべきである。
551	ガスの使用を禁止すること、木造住宅のスプリンクラーを設置すること、全室禁煙とすることを求める。
552	耐火建築物とし、スプリンクラーの設置を義務付けるべきである。
553	宿泊者の安全確保、近隣住民への災難を防止するため、防災に重きを置いた設備要件を求めるとともに、消防設備の設置報告書や定期的な点検報告書の提出を義務化すること。
554	全ての民泊施設を消防法令適合施設、耐震対策を講じた施設とすること。
555	避難経路を見やすい場所に多言語で掲示させること。
556	古民家や町家での火災時の避難経路を2箇所設置させること。
557	禁煙としてほしい。
558	火災が起きたときに消火器の使い方や逃げ道を明確に分かるようにすべきである。
559	火災報知や自動通報装置の設置を義務化してほしい。
560	ガス機器の使用を禁止（IH器具の設置を義務化）すること、路上喫煙を禁止することを求める。
561	火事が発生したときやガス漏れが発生したときにすぐに対処してもらえるのか心配である。
562	消防法令適合通知書の提出を届出要件とすることは許されない。
563	寝室及び階段の上などに煙探知機を設置し、消火器を常備することは必要最低限と判断する。費用の負担が大きいのであればホームステイを断念せざるを得ないのが不本意である。
564	年1度の立入り検査を求める。
565	火災対策を強くしてほしい。民泊施設は木造が多く、消防車が入れない細街路もあり、先斗町火災のように隣接建造物まで巻き込んで延焼するおそれがある。
566	タバコの消し忘れ等で火災が起きないか心配である。
567	火事が絶対に起こらないようにしてほしい。
568	火災報知器の誤作動があったときの緊急連絡先を周知すべきである。

避難通路が十分に確保されていない届出住宅における適正な実施

	御意見の要旨
569	意見募集パンフレットのp4の項目3「京町家等」の「等」とは京町家以外にどのような建築物が該当するのか。
570	細街路や袋地、長屋住宅など密集地に認めるのは、京都市が従来防災対策を指導し、努力してきたことに反する。
571	商業地区であっても通りに面していない路地は、宿泊日数の制限を設けるべきである。
572	路地内の物件については、原則全面禁止としてほしい。

573	定員を5名以下としてしまうのでは、駐車場等にしようが利益になるため、空き家活用にはならない。
574	認可の条件が甘い。違法建築の物件や、消防車も入ることができない間隔がない木造住宅が並ぶ地域にある物件は、防災の面からも認可すべきではない。
575	町内は道が狭く、消防車や救急車が進入できないところも多い。民泊には反対である。
576	町内は道が狭く、消防車や救急車が進入できないところも多い。民泊に許可をしないでほしい。
577	住宅密集地や路地奥・袋路では営業規制すべきである。
578	道幅3メートルほどの袋小路に木造住宅が並ぶような地域に民泊は作るべきではない。
579	路地内での民泊は全面的に禁止してほしい。
580	宿泊施設の回りの路地が狭いところには建築ができないようにしてほしい。
581	細街路、袋路地での民泊事業を禁止すること。
582	路地裏、細街路、狭路での民泊は全面禁止すべきである。
583	袋路の開業は全面禁止にすること。
584	1.5メートル幅員の住宅地で民泊を容認することはできない。
585	民家が密集する住宅街での営業はやめてほしい。
586	袋路、細街路の民泊は禁止すべきである。
587	分譲マンション以外の「共同住宅」や路地などの細街路のみに面した住宅でも同様の相隣関係があることから住民の同意を届出要件とすべきである。
588	路地などの細街路、また、違法建築物や既存不適格の建築物についても防音や騒音などの観点から特別の規制を要する。
589	家主居住型住宅宿泊事業に使用される届出住宅は、避難通路に関する規制の適用対象外とされるべきである。
590	耐震改修促進法で規定する耐震性能を確保しなくとも、現状よりも耐震性が向上するように耐震補強すれば、要件を満たす場合もありうるのか。
591	耐震性のない建物で行われる宿泊事業について、その旨を宿泊客や周辺住民に周知する必要がある。
592	大規模マンションの1室で宿泊事業が行われる場合に、一定規模以上の宿泊施設に対して課されている耐震診断結果の報告義務を合わせて求めるべきである。
593	耐震性は努力目標であってはならず、数字として明記すべきである。
594	耐震性の向上とはどのくらいかわからない。

力 地域との調和を図るために必要な措置 地元自治会等への計画の事前公開

番号	御意見の要旨
595	民泊の許可は、地域住民の多くの賛同、しっかりとした説明会などを重ねることが大事である。
596	近隣住民に何の説明もなく、ゲストハウスが建っている。周囲の環境のこともよく考慮すべきである。
597	外国の方が来られることについては賛成だが、民泊オーナーの顔がみえない施設は受け入れられない。しっかりと地域住民に説明し、理解を得ることが必要である。
598	町内に対して、何かあったときの対策などを詳しく説明してほしい。
599	管理会社の名前、電話番号は表に標記してほしい。
600	十分に地域の住民と話し合い、双方が納得できるように指導してほしい。
601	説明会だけでなく、協定書を結ぶことも明示するべきであり、行政にはこれを支援してほしい。
602	地元説明会や協定書締結を義務づけるべきである。
603	始める時には事前に町内に向けて説明会を開き、住民が納得してから開業することを義務付けるべきである。
604	地元自治会への周知は、情報提供だけの簡素なものにしてほしい。
605	旅館業法ではこのような措置は求められていないため、比例原則に鑑みて、法的に義務とするのは住居専用地域に限定すべきであり、それ以外の区域については努力義務とすべきである。
606	民泊業者の地域住民への事前説明義務と同時に町内会等への民泊業者の連絡先を知らせる義務を課すべきである。
607	町内への説明と合意を得てほしい。
608	町内会に対する説明会の開催を義務付け、実施ができないのであれば、許可等は出してはいけない。
609	ルール案を義務化すべきである。

610	町内会や地域住民への説明会がルールとなっているが、地元住民、自治連合会への負担がかかるため、市が責任を持って対応するよう義務付けること。
611	「取組を求める」という姿勢では足りず、民泊営業における基本的な責務として条例で明確に義務付けるべきである。民泊事業者に地元自治会への説明義務を課すなど地域住民に一定の権限を付与することを検討すべきである。
612	説明会を義務化してほしい。
613	近隣住民への周知を届出要件とすることは許されない。
614	近隣住民への事業計画の周知義務の賦課は営業の自由を侵害する。
615	説明義務の内容を具体的に定めるべきである。
616	事前説明の実施や事前計画の掲示の実施を確認できる資料を届出時に提出させること。
617	自治会等責任者へ事業者側からの説明責任が果たされたか市が確認する必要がある。

地元自治会等に緊急連絡先・苦情窓口の開示を求めます。

番号	御意見の要旨
618	事業者の連絡先を回覧板や住居のドアに標示してほしい。
619	苦情は、匿名ではなく、直接本人が運営者にするべきである。
620	苦情窓口の開示状況を届出時に提出させること。
621	周辺住民に管理人の所在を教えてほしい。
622	営業者に連絡したい時にどこに連絡したらいいのか分からないのは問題である。
623	常時、管理者や家主と連絡が取れるようにしてほしい。
624	火災発生時やごみの不法投棄への対応が心配なので管理者の連絡先の表示をお願いする。
625	しっかりと管理人と連絡がとれるようにするべきである。
626	緊急連絡・苦情等の窓口として、携帯電話でよしとせず、専用の固定電話の設置を義務付けること。
627	「取組を求める」という姿勢では足りない。
628	ルール案を義務化すべきである。
629	ルール案を義務化すべきである。
630	外部からよく見えるところに連絡先の表示が必要である。
631	営業時は標識もしくは看板を見えやすい位置に掲示することを必須とするよう要望する。
632	民泊施設の玄関扉や道路に面した壁や柱に、民泊施設であることを示す看板やステッカーを掲示すること。
633	営業者が苦情を無視したときの十分な行政の対応が求められること。
634	地元自治会等への緊急連絡先・苦情窓口の開示の義務付けは許されない。

地元自治会等への参加、協力

番号	御意見の要旨
635	協定書の締結できれば安心感がある。
636	町内会と協定を結び、また、町内会に入り、近隣住民と調和を図ること。
637	事前に地域の代表者との覚書を提出してほしい。
638	営業者が町内会とうまくコミュニケーションが図れるのかを中心に適正を見極めるべきである。
639	日頃から管理会社と周辺住民とのコミュニケーションが必要である。
640	地元説明会や協定書締結を義務付けるべきである。
641	町内会が反対している場合に、民泊の営業が認められないようにすべきである。
642	地域との調和をはかる措置について、参加・協力は義務とすべきである。
643	協定書の締結を義務化すべきである。
644	営業には、施設近隣住民の許可を必要とすべきである。
645	協定書など住民を守るものの義務化が必要である。
646	住民との協定書締結を義務付けるべきである。
647	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消すこと。

648	近隣住民も納得できる法の整備をした上で、許可をすべきである。そして、内容に違反すれば許可を取り消すべきである。
649	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
650	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
651	地元合意がない場合は、許可しないとすべきである。また、近隣住民への影響が悪い場合は、すぐに許可を取り消すべきである。
652	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
653	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
654	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消すこと。
655	地元合意がない場合は許可すべきでない。
656	地元合意がない場合は許可すべきでない。
657	地元の合意がない場合に、許可が出てしまうと、のちに地元との協定に違反しても廃業させるのは困難であるため、まずは地元の合意が優先されるべきである。
658	町内会の合意がない場合には、民泊の許可を取得できないようにすべきである。
659	近隣住民が悪影響を受けることを懸念している。
660	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消すこと。
661	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
662	民泊に反対の住民がいる場合には、民泊の許可は出すべきではない。
663	民泊の開業に近隣住民との合意を要件とすべきである。
664	近隣住民への説明会の開催と、協定書の締結を義務付けるべきである。
665	町内会や周辺住民との合意なしには営業を認めるべきでない。
666	町内が反対した場合、民泊を認めるべきでない。
667	地元町内会や自治連合会との説明会を義務付け、地域住民と事業者との合意書ができなければ、改善命令を発出すべきである。
668	町内会全ての住民の賛成がなければ施設の開業ができないとすべきである。
669	市を窓口として地元自治会または連合会等地域住民団体との協定書の締結を義務化すること。
670	各町内会で反対者が一人でもいたら禁止するべきである。
671	1件でも町内等からクレームがある場合は、即禁止するべきである。
672	地域住民との協議と合意を義務化すべきである。
673	事業者には、周辺住民や自治会などの同意を義務付けるべきである。
674	協定書が締結された場合は、届出時に提出させること。
675	路地内の住民の反対があれば、許可を取り消すべきである。
676	協定書の締結を義務とすること。
677	町内の了解を得てから開業させてほしい。
678	地域住民への説明会と協定書を義務付けるなど住民の同意を得ること。
679	地域住民への説明会と協定書を義務付けるなど住民の同意を得ること。
680	地域の理解と同意を必ず得るようにしてほしい。
681	地域の理解と同意を必ず得るようにしてほしい。
682	町内との話し合いで了解を得てから運営してほしい。
683	地域住民に対して説明会を行い同意を得ること。
684	協定書の締結を義務付けること。
685	地域住民への説明会と協定書を義務付けるなど住民の同意を得ること。
686	協定書作成を義務付け、無理なら許可等を出してはいけない。
687	協定書の締結を義務付け、地元自治会への参加を必須とすべきである。
688	必ず住民の同意を得ることを義務付けるべきである。

689	町内在住の3分の2以上からの民泊廃止並びに営業停止等の署名を京都市にあげれば、直ちに廃止並びに営業停止の処置が取れるようにしてほしい。
690	地元自治会や近隣住民の「許可」が必要とすべきである。
691	マンション管理規約による民泊禁止を町内会や自治会でできるようにならないか。
692	地域住民と確約したルールを民泊の開業者が破った場合には、即営業停止処分を検討してほしい。
693	協定書の締結を義務付けるべきである。
694	住民との協定書締結を義務付けること。
695	町内会が反対している地域では民泊運営ができないようにしてほしい。
696	地域住民の意見を反映させるべきである。
697	住民、町会、自治会の意思が優先・重視される条項を付すべきである。
698	協定書の締結は義務化すべきである。
699	協定書の締結は義務化すべきである。
700	町内会等の同意を要件とすべきである。
701	民泊はないに越したことはないが、開業する場合は家主居住型とし、地域コミュニティに参加することを義務付けてほしい。
702	「取組を求める」という姿勢では足りず、民泊営業における基本的な責務として条例で明確に義務付けるべきである。
703	説明会、町内会、自治会との合意なしには、例外なく営業を認めるべきでない。
704	自治会への説明を努力義務とするのでは、実効性に疑問がある。
705	民泊は住民・町内会の合意が大前提である。義務化すべきである。
706	地域と話し合い、協定書を締結すること。
707	協定書を交わすことを義務化してほしい。
708	町内会への加入を義務化してほしい。
709	民泊ができる地域には町内会が存在することを条件とすること。その町内会は住民同士のおつきあいがいざという時にも生かされる程度になされていること。
710	民泊業を始めるには、まず自らがその場所に住み、時間をかけてその町内のまちづくりに参加し、住民からの信頼関係を築いてからとすべきである。
711	地元自治会等との協議及び協定書の締結を義務付ける必要があるが、地元の反対により困難なこともあるので、十分に協議をしたにもかかわらず協定書を締結できない場合はやむを得ない。
712	自治会として対応がしやすいよう町会長への挨拶や標識の掲示などが必要と考える一方で、町内会長に過大な負担を強いるとますます町会長のなり手がなくなるということもある。
713	自治会等への事前説明は自治会長等の負担が増え、成り手がなくなる。
714	協定書の締結を義務付けるべきである。
715	地域との交流はナンセンスである。
716	近隣住民にだけ国際交流させるのは、交流を望んでいない住民の意志を無視した押しつけである。
717	専門知識を有する業者と町内住民とが対等に話し合える条例にしてほしい。
718	宿泊者が親戚等関係者なのか観光客なのかを明確にするために、町内会に立入り調査権を認められるよう、協定を結ぶ手段がほしい。
719	ルールを守り周辺の市民に迷惑をかけないという誓約書の提出を規定するべきである。
720	地域住民と業者の相互理解と、地域自治の維持に必要な分担を図るため、民泊参入事業者には、施設の所在する町内会の加入と、町内会費の納入を義務付けるべきである。
721	区役所を通じて、町内の宿泊所の情報提供をしてほしい。
722	行政が地元説明会や成功事例の報告会等を開催して積極的に情報発信してほしい。
723	地元と営業者の意見交換会を年2回程度実施すること。
724	地域住民との融和政策を行うべきである。
725	市民の安全安心の確保されるかについて、現地調査及び地域住民の意見を十分に聴取し、判断すること。
726	外国人の家主では、異文化、価値観の違い、習慣の違いによる誤解、無理解、コミュニケーションの欠落等諸問題を危惧する。
727	民泊施設の運営管理を住民・町内が管理すべきである。

728	事業者は、当該町内の住民自身であることが望まれる。
729	ルールを守らないような人たちと交流したい住民がいるとは思わない。
730	民泊施設も町内会に加入し、地域の環境を守る役割をすること。
731	宿泊客と地域住民が交流できる施設の整備を市が積極的に行うか、そのような施設を作ろうとしている人への積極的な支援をするべきである。
732	あらかじめ地元周辺の近隣への周知や意見交換の期間や機会を設けることが重要であると考えて一方で、対応が迫られる地元自治会等の負担の軽減策も必要である。

キ 京町家を活用する住宅宿泊事業の取扱い（京町家の保全・継承と安全確保）

番号	御意見の要旨
733	京町家の保全を全面に押し出した民泊事業者は支援すべきである。
734	古家を体裁だけ整えて民泊を営業する、利用者の安全確保という責任感のない営業者は厳しく取り締まるべきである。
735	住居専用地域以外の場所にある京町家については、これを保存し活用するという観点からは、京町家でない建築物に比べて有利な条件を提示することが必要なのではないか。
736	町家の維持のために民泊を活用することには賛成するが、どこでもだれでも開業できるのは反対である。
737	良質な民泊施設として活用できるよう条例上も特別に位置づけることは望ましい。しかし、火災に対しては特別の注意を要する建物であり、管理者の適性は特に厳格に審査されるべきである。
738	規制緩和の対象たる京町家の選定は、慎重に行うべきである。
739	「木造・連棟」では営業させないでほしい。
740	1組に限ることについて、宿泊施設となる住宅が十分な広さと独立性があれば、2組以上であっても問題ない。

ク ルールの見直し

番号	御意見の要旨
741	民泊新法の立法者が予期しない事態に迅速に対応できるため、見直しを「3年を経過した場合」は原則にとどめ「ただし、緊急の対応を要する事態が生じた場合はこの限りではない。」との文言を追加するべきである。
742	誰がどう必要であると認めるのか。

(3)① 旅館業法に基づく「民泊」営業のルール （住宅宿泊事業法に係る本市独自ルール（案）と同内容のもの）

ア 営業者の条件

番号	御意見の要旨
743	営業者は京都市民又は京都の企業であるべきである。
744	京都出身のオーナーに民泊をやらせるべきである。
745	営業者は京都市民又は京都の企業であるべきである。
746	営業者条件の追加は、旅館業法施行条例に規定し、旅館業法の一部とすることを企図しているのか。
747	この条件が事後的に充足されなくなった場合には、旅館業の許可を取り消すことは可能か。
748	施設所有者と運営管理者等の責任範囲を明確化する。

イ 適正な施設管理

適正な廃棄物処理が行われているかの確認（事業系ごみとしての処理）

番号	御意見の要旨
749	利用者の多くは外国人観光客で、ごみの出し方そのものに関心が薄く、レジ袋に入ったごみが多く出されている。実効性のある内容にしてほしい。
750	ごみ出しルールを徹底すること（市の回収ではなく事業者にて回収させるべき。）。
751	営業者が責任をもって対応すべきである。
752	適正なごみ出しの徹底を行政が監視すべきである。
753	ごみ出しの場所は地域の地図に表示するべきである。
754	「報告書の提出」はどの時点で求めるのか。契約書の写しは営業開始前に求めるべきであり、計量票や領収証の写しは事後的にしか求められない。

755	契約書の写しの提出がないことは旅館業許可を拒否する法的な理由になるのか。
-----	--------------------------------------

外国人観光客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
御意見はございませんでした

インターネット上の宿泊仲介サイトへの掲載に当たって、
営業者に施設住所、詳細な地図等の施設情報の掲載を求める点。

番号	御意見の要旨
756	自分の家が民泊施設としてインターネットに公表されていた。適正な情報を公開するようにして、京都市は市民を守ってほしい。

**ウ 共同住宅における営業
分譲マンションの管理組合による営業の確認**

番号	御意見の要旨
757	当該書類は、旅館業法施行細則に基づく法定提出書類と位置付けるのか。
758	管理組合は必置組織ではないが、これが存在しない分譲マンションの場合はどのように対応するのか。

賃貸マンションの賃貸人による営業の確認

番号	御意見の要旨
759	当該書類は、旅館業法施行細則に基づく法定提出書類と位置付けるのか。

**エ 地域との調和を図るために必要な措置
地元自治会等への計画の事前公開**

番号	御意見の要旨
760	地元説明会や協定書締結を義務付けるべきである。
761	説明会を義務化してほしい。
762	説明会を義務化してほしい。
763	説明会を義務化し、町内が納得できるまで話し合うように徹底していただきたい。
764	説明会を義務化し、町内が納得できるまで話し合うように徹底していただきたい。
765	住民が納得するまで説明会を開催するよう義務付けてほしい。
766	一方的な説明では納得できない。
767	町内に対して、何かあったときの対策などを詳しく説明してほしい。
768	地元の不安などに配慮できるような手続を設けるのは適切である。独立条例による義務付けとしてもよい。
769	管理会社の名前、電話番号は表に標記してほしい。
770	町内会に対する説明会の開催を義務付け、実施ができないのであれば、許可等は出してはいけない。
771	説明会があいまいで、うそをつくようなものでは納得できない。そのような営業者には営業してほしくない。

地元自治会等に緊急連絡先・苦情窓口の開示を求めます。

番号	御意見の要旨
772	苦情の対応を求める連絡先を施設に標示してほしい。
773	苦情窓口の氏名連絡先の施設での表示を義務化してほしい。
774	事業者の連絡先を回覧板や住居のドアに標示してほしい。
775	「緊急連絡先・苦情窓口の開示」については、それを表示するプレートが旅館業法第3条2項にいう「構造設備」に含まれると解して、同法施行令1条11号に基づく条例に規定すべきではないか。
776	周辺に民泊が増加しており、ほとんどが営業者、管理人が不明でトラブルが起こった時の対応が心配である。
777	しっかりと管理人と連絡がとれるようにするべきだ。
778	苦情の申し入れ先の明示が必要である。

地元自治会等への参加，協力

番号	御意見の要旨
779	町内会と協定を結び、また、町内会に入り、近隣住民と調和を図ること。
780	営業者が町内会とうまくコミュニケーションが図れるのかを中心に適正を見極めるべきである。
781	地域住民の意見を反映させるべきである。
782	地元説明会や協定書締結を義務付けるべきである。
783	近隣住民への説明会の開催と、協定書の締結を義務付けるべきである。
784	市を窓口として地元自治会または連合会等地域住民団体との協定書の締結を義務化すべき。
785	協定書作成を義務付け、無理なら許可等を出してはいけない。
786	協定書の締結を義務付け、地元自治会への参加を必須とすべきである。
787	協定書の締結を義務付けるべきある。
788	住民との協定書締結を義務付けること。
789	協定書の締結は義務化すべきである。
790	地域住民との協議と合意を義務化すべきである。
791	事業者には、周辺住民や自治会などの同意を義務付けるべきである。
792	地元の人が納得することを、義務としてほしい。
793	必ず住民の同意を得ることを義務付けるべきである。
794	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消すこと。
795	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消すこと。
796	町内会等の協定書に違反した場合、速やかに許可を取り消す。
797	近隣住民も納得できる法の整備をしたうえで、許可をすべきである。そして、内容に違反すれば許可を取り消すべきである。
798	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
799	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
800	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
801	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
802	地元合意がない場合は許可すべきでないである。
803	地元合意がない場合は許可すべきでないである。
804	地元の合意がない場合に、許可が出てしまうと、のちに地元との協定に違反しても廃業させるのは困難であるため、まずは地元の合意が優先されるべきである。
805	町内会の合意がない場合には、民泊の許可を取得できないようにすべきである。
806	地元合意がない場合、許可しないとすべきである。
807	民泊に反対住民がいる場合には、民泊の許可は出すべきではない。
808	民泊の開業に近隣住民との合意を要件とすべきである。
809	町内会や周辺住民との合意なしには営業を認めるべきでない。
810	町内会が反対した場合、民泊を認めるべきでない。
811	町内会全ての住民の賛成がなければ施設の開業ができないとすべきである。
812	各町内会で反対者が一人でもいたら禁止するべきである。
813	路地内の住民の反対があれば、許可を取り消すべきである。
814	地元自治会や近隣住民の「許可」が必要とすべきである。
815	町内会が反対している地域では民泊運営ができないようにしてほしい。
816	町内会等の同意を要件とすべきである。
817	住民の反対があるなら許可するべきではない。
818	相隣関係軽視の合意協定書の締結を指導してほしい。

819	住民、町会、自治会の意思が優先・重視される条項を付すべきである。
-----	----------------------------------

(3)② 旅館業法に関するルール (旅館業施設に関する本市独自のルール(案))

ア 玄関帳場等における面接の実施

番号	御意見の要旨
820	施設内に管理者常駐を義務付けるべきである。
821	玄関帳場で営業者は常駐すべきであり、それが守られないのであれば、許可を取り消すべきである。また、営業者の不在施設は、許可を取り消すべきである。
822	宿泊者滞在中は、管理人を設置し、チェックインによる対面での本人確認を求めるべきである。
823	管理人を必ず駐在させること。
824	キーボックスを使用して、1度も宿泊者と対面に対応しないことには反対である。
825	玄関帳場では必ず常駐すべきである。
826	帳場がない、管理者が常駐しない民泊は許可すべきでない。
827	対面は義務化すべきである。
828	帳場には管理者を常駐させ、営業者が鍵の開け閉めなど宿泊客の管理をしっかりとすべきである。
829	簡易宿所には24時間常駐の管理者が必要である。
830	宿泊者を迎えるときは、管理者が立ちあい、宿泊に関するマナー、非常口、ごみの捨て方、規則等を伝えること。
831	施設内での面接を必ず要求することに合理性がない。
832	施設内での面接を必ず要求することに合理性がない。
833	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
834	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
835	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
836	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
837	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
838	時代に即し、ICTの活用が可能であるから、玄関帳場での面接の実施、ハウスルールの説明は合理性がない。
839	常駐の管理者を置かないため、帳場の存在がなくなっている。
840	簡易宿所でも、800メートル、10分以内の駆けつけ要件を課すべきである。

イ 宿泊者への利用規約(ハウスルール)等の説明

番号	御意見の要旨
841	騒音だけでなく、照明に関する対策(深夜に照明は迷惑)が必要である。
842	利用規約(多言語)を掲示すること。
843	寝たばこやたばこのポイ捨てを禁止すること。
844	ポイ捨て等の禁止を追加してほしい。
845	マナー遵守の徹底を行ってほしい。
846	対面での対応を義務化すること。
847	ハウスルールの作成を義務化すること。
848	宿泊客が近隣住民に受け入れられるようにするべきである。

ウ 苦情等への対応

番号	御意見の要旨
849	トラブルが起きたときには24時間すぐに対応ができるよう管理者を置くなどしなければ、近隣の不安を解消し、同意を得ることはできない。
850	宿泊施設には、管理者を常駐にしてほしい。
851	管理人が常時おられる所はまだいいが、無人の所は色々とトラブルが発生したときに困る。
852	住宅の多い地域では、営業者が常駐すべきである。

853	宿泊者の滞在中は家主、管理業者を常駐させるべきである。
854	家人または管理者の常駐を義務付けるべきである。
855	宿泊施設内には必ず管理者を常駐させるべきである。
856	管理者の常駐を義務付けるべきである。
857	経営者が住まない民泊に反対である。
858	管理者が常駐していない施設は、騒音がひどいため、常駐すべきである。
859	常駐を義務化すること。
860	24時間常駐を義務化すること。
861	常駐を義務化すべきである。
862	常駐を義務化すべきである。
863	常駐を義務化すべきである。
864	常駐を義務化すべきである。
865	常駐を義務化すべきである。
866	常駐を義務化すべきである。
867	常駐を義務化すべきである。
868	管理者がいないのに迷惑行為防止の周知がどれだけ遵守されているか疑問である。
869	簡易宿所には管理者の常駐を義務付けるべきである。
870	宿泊者滞在中は、管理者の常駐又は10分以内の駆け付けが必要である。
871	10分以内、800メートルの駆け付けを義務化すること。
872	10分以内、800メートルの駆け付けを義務化すること。
873	800メートル以内の事務所設置は甘い規制である。
874	静かに暮らせる環境をつぶさないでほしい。
875	800メートル以内10分程度で現地への対応を行ってほしい。
876	緊急対応できるようにするべきである。
877	駆けつけ要件について、既存の京町家の簡易宿所にも遡及適用するのか。
878	問題発生時、10分以内に施設に赴き問題解決を図ること。
879	1件でも町内等からクレームがある場合は、即禁止するべきである。
880	フロントは、台帳記帳の義務を果たすために存在するので、フロントの設置義務は宿所の形態により融通を利かせるべきである。
881	距離ではなく時間で規制すべきであり、30分以内を目安とすべきである。
882	10分以内、800メートルの駆け付けを義務化すれば、既存不適格だらけになるので、よろしくない。
883	10分以内の駆け付けや1キロメートル以内の管理者設置は反対である。
884	新たに設けられる可能性がある苦情には10分以内に駆け付けるなどのルールは、既存の業者に対しても遡及適用が必要である。
885	騒音の問題は、事業者が責任をもって対応するべきである。
886	何かあったときにすぐ連絡がとれ、駆けつけられるような体制を構築してほしい。また、苦情をどのように処理したかを説明してほしい。
887	営業者が苦情を無視したときの十分な行政の対応が求められる。
888	京町家についても800メートル以内に管理者を置くことを徹底するべきである。
889	隣の民泊施設に常駐の管理人がおらず、深夜の騒音などがひどい。
890	実施するオーナーが不明な場合は、許可等すべきではない。
891	不安を取り除いてほしい。
892	何か問題があった時は周辺住民が通報するのではなく、営業者が監視機能によって行うべきであり、それに対応できなければ、営業許可を与えないようにすべきである。
893	犯罪の温床となるため、暗証によるキーを認めるべきではない。

エ 標識の掲示

番号	御意見の要旨
894	許可施設には、大き目の「許可証」のシールを発行し、施設の入口等の目立つ場所に張り出すことを義務付けるべき。
895	住宅宿泊施設、旅館業施設、違法な宿を、市民が識別しやすくなるよう、住宅宿泊事業の標識に加え、旅館業施設に対する京都市統一標識の制定と普及を希望する。
896	京都市指定のプレートを玄関に設置させ、購入費収益を宿泊税同様の用途に使うべきである。
897	玄関に京都市が認定したマークを明記してほしい。
898	乗客を民泊まで送っていく場合、場所が分からなかったり、車で近づけなかったりと困ることが多い。こうした時に宿主に連絡がつくように規制してほしい。
899	民泊の存在を周囲に明確に知らせるべきである。
900	許可民泊には外から見える標識を表示させること。
901	民泊施設の玄関扉や道路に面した壁や柱に、民泊施設であることを示す看板やステッカーを掲示すること。
902	標識がなく、迷子になっている宿泊者をよく案内している。分かりやすいようになにか掲示すべきである。
903	施設の名称と365日24時間つながる管理人の電話番号を掲示させるべきであり。また、共通の形式を指定すべきである。
904	標識の設置を義務化してほしい。
905	許可された施設が明らかとなるように標識が必要。
906	京都市に適法に登録されたことを外観からわかるように京都市適法マークを表示するようしてほしい。
907	緊急連絡先を掲示すべきである。

オ 共同住宅における施設の構造基準

番号	御意見の要旨
908	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
909	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
910	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
911	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
912	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
913	住居と旅館業施設との混在の禁止は反対である。
914	不用意な接触を避けるとの目的が旅行者に対し失礼であること、構造上のコストがかかりすぎることから、旅館業に反し違法である。
915	不用意な接触を避けるとの目的が旅行者に対し失礼であること、構造上のコストがかかりすぎることから、旅館業に反し違法である。

カ 宿泊者の避難路の確保等

番号	御意見の要旨
916	消防車が侵入できないほど道幅が狭い地域では、宿泊施設の営業を許可すべきではない。
917	1. 5メートル未満の路地中での許可の下りている簡易宿所については、遡及して許可を取り消すべきである。

(4) 全ての宿泊施設に関係すること（共通の事項）

ア 宿泊者の責務

	御意見の要旨
918	宿泊者の責務は、設置者＝管理者の義務であり、条例上で明確にすべきである。
919	「責務」として条例に明記するのが適切である。
920	違法民泊を利用した宿泊者にも罪に問われることがあることを周知すべきである。

イ 指導監督

番号	御意見の要旨
921	事業者だけでなく宿泊者に対しても指導監督権限を規定すべきである。5万円以下の過料については、営業者は5億円以下の罰金とし、財源の主な柱とすべきである。
922	違法民泊をした事業者に対する罰則の金額5万円では少なすぎる。違法民泊をしないでおこうと思わせる程度の罰金は必要である。
923	違反者への過料が2桁少ない。

924	条例違反者への過料が少なすぎる。もう1桁増やすべきである。
925	過料5万円は少なく、抑止力として機能しない。
926	罰則5万円は軽すぎる。事故や事件が起きてからでは遅い。
927	ルールの厳守を担保するため、罰則を重くすべきである。
928	摘発に税金がかかることから、罰金や罰則をもっと重くすべきである。
929	過料が5万円では少なすぎる。一度違反すれば二度と立ち上がれないほどのものを科すべきである。
930	罰則をもっと厳しいものにし、罰則のほかに宿泊の停止等強化すべきである。
931	過料5万円は少なく、民泊施設は多くの収益を得ており、抑止力として機能しない。
932	違法行為をした場合の罰則を厳しくすること（抜け道がないように）。
933	罰金5万円以下は安すぎる。
934	過料5万円は金額が低すぎる。
935	過料5万円は金額が低すぎる。
936	近隣の簡易宿所の営業態度に困っている。許可施設であっても条例で罰則をつくってほしい。
937	違法営業を取り締まる担保がない。
938	罰則の適用、被害者への弁償を明記してほしい。
939	違法民泊取締り権限の強化と罰金制度を創設すること。
940	過料5万円は少なすぎる。
941	罰金が低すぎる。
942	罰則規定を設けるべきである。
943	迷惑行為防止には違反者への罰則規定の設置・強化が必要である。
944	無届施設の斡旋業者に対し、罰則や罰金を高くしてほしい。
945	違反者への制裁が過料5万円以下というのは不十分である。
946	業者への罰則規定を強化してほしい。
947	違反者には今後の営業許可をできないなどとし、罰金も50万円以上などの罰則の強化も必要である。
948	過料にとどめているのは、刑事責任を問うような悪質性が条例に基づく命令には欠けているという評価からか。罪刑均衡の観点からは、せめて民泊新法をやや下回る程度の刑罰規定が必要である。
949	違反の罰則を厳しくしてほしい。
950	協定書の締結義務を守らない業者には、それなりの罰則があるべきである。
951	違反者への罰則を作してほしい。
952	ルールを守らない業者には過料5万円以下ではなく、一律5万円とすべきである。
953	今回の法律が制定されたことで善良な風俗に著しい影響を与える施設が増えることは明白である。また、こういった施設が、暴力団関係者等の資金源となることも、明白であるといえる。このような施設を発見した場合、直ちに通報できるよう府警に対して、協力を要請し、直ちに現場を調査できる体制を構築する必要がある。
954	法令違反をした施設は営業停止・許可の取り消しをすべきである。
955	目に余る出来事が起こった場合は許可を取り消すべきである。
956	違法根絶のために、市の検査、調査体制の強化と、違反者に対して改善命令ができるようにすること。
957	違法行為に対して、厳格な取締り期間の設置をお願いする。
958	ルール違反が判明した際の罰則強化及び監視体制の厳格化をしてほしい。
959	許可が出ても問題のある施設を指導していくべきである。
960	条例違反者への命令に従わない悪質な違反者には営業停止命令や命令違反による罰則を設けて実効性を確保してほしい。届出内容と実態が逸脱している場合も届出の効果을失わせてほしい。
961	宿泊客がルールを守らなかった場合は、営業許可を取り消すことができるようにすべき。
962	営業場所等の施設情報を公にしない事業者、仲介業者には、罰則や氏名公表が必要（新法民泊、旅館業法とも。）。
963	現在でも、許可取得後法令を守らない施設があるため、許可取得後、届出後でも継続して監督するべきである。
964	第三者の監視を行うべきである。

965	無許可民泊の調査は大切だが、既存の許可施設（特に簡易宿所）についても毎年度巡回調査や営業者を呼び出しての報告（宿泊者名簿、稼働状況）を義務付けるべきである。
966	間違った運営をしていないか立入検査をしてほしい。
967	町内会が求めた場合、町内会費の支払い、行事の参加を義務付けることとし、違反した場合は過料を課すこと。
968	ルール案はおおむね妥当であると思うが、ルールが守られなかったときに、営業者に対しての指導、罰則がうまく機能するのかが危惧している。
969	違反者に対する罰則を重くすると同時に、それが違法行為であることを周知し、取締体制を強化するため、宿泊税財源をあて現状予算を増額すること。
970	過料を課せられた事業者を公開すること。
971	旅館業法、消防法、建築基準法に違反する物件は、罰則を強化すべきである。
972	無許可営業施設への摘発体制を整えてほしい。
973	違法民泊には警察力を集中すべきである。
974	無許可営業は徹底的に排除すべきである。
975	違法民泊に対しては、迅速かつ厳格に対応できるように、京都市もチェック体制をしっかりと整備してほしい。
976	旅館業法の無許可営業は直罰になっているのであり、公務員の告発義務に鑑みれば、報告を求めるような悠長なことをするのもよいが、市長の告発義務を確信的に規定すべきである。
977	無許可施設の取締りを強化してほしい。
978	マンションの占有者が民泊営業を行い、オーナー及び仲介業者が入居時に民泊禁止の説明をしていなかった場合、3者共になんらかの罰則が必要と考える。
979	民泊新法上の業務改善命令の内容を詳細に規定する処分基準を作成して公表すべきである。さらにそのいくつかについて条例で規定し、重大な場合には「命ずるものとする」というように効果裁量をなくす規定も必要ではないか。
980	住民の抜き打ち訓練実施を認め、10分以内に担当者が来ない場合も過料を課すべきである。
981	「疑い」がある施設に対する立入検査権限や報告徴収権限を明確に規定すべきである。
982	立入検査権や質問権限は無届・無許可営業者にも検査等できるようにし、ヤミ民泊を撲滅させてほしい。
983	監視指導体制を実効性のある運用ができるようにしてほしい。
984	ルールが守られていなければ、すぐに許可等を取り消すくらいの人員が必要である。
985	民泊の適法な管理のために必要な監視・指導ができるような体制を構築すべきである。
986	営業禁止や違反の公開も含む罰則が必要である。
987	「京都の文化体験」ができないような京町家であっても届出を経た営業は可能であるが、それができていることが確認できるまで、住宅宿泊事業法第16条に基づいて営業停止を命じるのか。
988	住民が求めた場合、宿泊者名簿を公開させること。

ウ 施設の運営状況等の公開

番号	御意見の要旨
989	行政指導を受けたことなどを公開する仕組みが必要。
990	順守が義務付けられている基準の違反があるとすれば、それは「違法行為」をしているのであるから、公開すべきは「是正指導を受けたことがあるか」ではなく、事業者名、住所、違反内容、指導日などである。
991	公開は「違反事業者公表制度」として、市のウェブサイトにも区ごとにアップするのがよい。東京消防庁の違反対象物公表制度では、行政指導から是正までの期間が短縮されているという実績がある。
992	優良事業者の認証については、廃棄物処理法のもとでの優良産業廃棄物処理業者認定制度を参考とすべきである。
993	違法民泊の取締りと並行して、優良な民泊への取計らいも必要である。
994	しっかり管理できる管理者の認定制度を設けるべきである。
995	民泊の本質は、「京都で住まうことの素晴らしさを体験してもらい、交流人口を増加させる」ことにあると考える。そのため、行政の民間企業へのサポートも必要である。
996	事業者情報の常時公開は許されない。
997	簡易宿所の許可を得た事業者のほか、管理事務所の所在や連絡先も公表すべきである。

エ 営業実態のない施設の職権による廃止

番号	御意見の要旨
998	「職権による廃止」という行為の法的性質が不明である。許可であれば、許可基準や維持管理基準などに適合していなければ許可の撤回をすればよい。届出ならば、営業禁止命令を出せばよい。

(5) その他

番号	御意見の要旨
999	新たなルールを施行するのであれば、現在の営業許可を白紙にしても、再度、市内の全民泊にルールを守らせる必要がある。
1000	既存の簡易宿所（京町家、共同住宅）にも、新たなルールを適及適用させるべき。一定の猶予期間を与えたうえで、別途届出をさせ、適正な管理等が確認できたものだけを既得権として認めるなどの方法があるのではないか。
1001	当該ルール案が成立前に許可を取っている民泊にも適及して適用されるよう処置してほしい。
1002	合法だが近隣住民への悪影響が大きい。
1003	簡易宿所営業にも新たな市独自のルールを適用させることには、反対である。
1004	仲介業者にも、条例に違反している物件を削除させるなどの責務規定を負わせるべきである。
1005	仲介サイトにも罰則を科し、違法な宿を掲載した場合、5億円以下の罰金を科すべきである。
1006	現時点の通報案件の取り締まりができていない。低層住宅地や木造3階立ての建物などをしっかりと取り締まるべきである。
1007	旅館業法、消防法、建築基準法の規定要件の順守を徹底すること。
1008	京都にふさわしくない宿泊施設は不許可とすべきである。
1009	簡易宿所の認可にブレーキをかけてほしい。
1010	法令の抜け穴を利用するような業者を指導・管理してほしい。
1011	防音の改修工事をすべきである。
1012	旅館業の許可申請時には、申請者の面接をして、人柄で判断してほしい。
1013	知人の隣が民泊になるようで、改修工事の騒音や今後の不安によりうつ状態になっている。観光客を優先し、京都市民の生活は二の次のやり方では納得できない。
1014	路地内の施設では、旅館営業を全面禁止にすべきである。
1015	旅館業の許可の要件として、戸建てであること、通学路外であること、学校・保育園の周囲1キロよりも離れていることを備えるべきである。
1016	古い家であることをもって、規制緩和を行うことは反対である。
1017	書類上の不備がなければ許可がおりるか。
1018	旅館業法の許可を得たゲストハウスは、民泊と呼ぶべきではない。
1019	簡易宿所の許可を得たゲストハウスを民泊と呼ぶべきではない。
1020	外国人が自身で借り上げている賃貸に家族や友人を泊める行為で、明らかに法に違反していない者は、ポジティブリストを作成するなどして対応すべきである。
1021	旅館業法の許可を得たゲストハウスは、民泊と呼ぶべきではない、京都市の広報資料等で、簡易宿所の営業許可を持つ宿泊施設を「民泊」と表記するのを止めること。
1022	許可を受けた健全な施設まで、民泊呼ばわりすべきではない。
1023	民泊新法と簡易宿所も同じように民泊と呼ぶのは迷惑である。
1024	パブリックコメントについて、今回のように市政に重要な案件については、市民の何%が応募した場合のみ有効とするなど、成立の要件を設定すべきである。
1025	持主の所在不明で営業する施設について、固定資産税の未納が問題となるため、対策が必要である。
1026	事業による諸税納付の徹底を図ること。
1027	無許可民泊施設は、改築や消防設備を行っておらず、京都市の基準に合っていないため問題である。
1028	基本は旅館業法にある。まずは無許可施設を何とかしてから次のことを考えるべきである。
1029	住居専用地域に存在することがおかしい、民泊等法律違反の行為は早急に根本的な解決を要望する。
1030	違法民泊を排除してほしい。
1031	賃貸と主張する違法民泊への対処をしっかりとしてほしい。
1032	違法民泊は断固取り締まること。
1033	違法民泊を通報できる制度を作り、調査できる組織体制を構築すること。

1034	標識の掲示義務は、旅館業法に基づく施設だけでなく、住宅宿泊事業法の施設にも適用すべきである。
1035	民泊をいい意味で都市政策に活用してほしい。
1036	日本の独自ルールを世界各国の政府とも連携して周知していくべきである。
1037	民泊の学区や区、地域別のそれぞれの課題、都道府県別、外国等の比較と現状を市民、府民に知らせてほしい。
1038	海外の民泊なるものとして「英国のB&B」にあるように、「質のある民泊」「安全な民泊」だけが広がるように条例を作してほしい。
1039	民泊の適正な運営を実現するため、宿泊税と併せて、市役所内での組織・人員体制をきっちりと作り、取組を進めてほしい。
1040	安直な金設け主義の人たちは質の悪い民泊を提供するため、規制してほしい。
1041	金銭を多く得ることで豊かになるかもしれないが、日本本来のものが徐々に破壊されていくことに危惧を覚える。
1042	営業者の外国語対応能力を事前にチェックすべきである。
1043	騒音の被害があるため、住宅街で賃貸用外階段建築を禁止してほしい。
1044	罰則強化だけではなく、新たな税負担組合の設立・加入の義務付け、適切な管理・運営を行うことを検討すべきである。
1045	テロ対策、防疫対策、脱税対策をしっかりすべきである。
1046	日本文化やしきたりを教えるべきである。
1047	宿泊中は門灯を点けるようにしてほしい。
1048	「民泊」は行政が責任を持って対処すべきである。
1049	宿泊使用状況（人員・日本語会話の可否・滞在期間）を玄関表へ張出しによる事前告知を行うこと。
1050	民泊事業者への衛生講習会を年1回開催し、その受講を義務付けるとともに未受講事業者の公表を行うこと。
1051	行政が住所を把握できないまま、無許可宿泊所を野放しにすることは、徴税を含めかなり不利益だと思うため、対応してほしい。
1052	違法民泊がはびこるのは、仲介サイトが無許可民泊を掲載しているからである。法施行後、観光庁が登録した仲介サイトに無許可民泊が掲載されていたら、裁判を起こして、観光庁の登録を剥奪すべきである。
1053	違法状態の営業がなされないよう、仲介業者の業務において、届出のない事業者の掲載・販売を禁ずること及び届出済みの事業者のうち180日を越えた販売を禁ずること。
1054	民泊をしようとする施設に対しては、現地調査を行い、合格した施設には検査済証を発行するなどし、安心安全が担保された施設になるように努めていただきたい。
1055	災害時は、外国人の宿泊客も地域の避難所に避難される。言葉が通じないときの対応も学区の自主防災会として心配である。また、そうしたことが想定されることを自治会が把握することも必要である。
1056	ドラッグの受け渡し場所として利用される可能性がある。
1057	不特定多数が出入りするという観点は民泊も、従来の旅館業法も同様であることから、民泊の規制を緩和するのではなく、旅館業法と同一の規制を課すべきである。
1058	現在の民泊の数が適正なものとは思えない。許可をもっと厳しくすべきである。
1059	ワンルームマンションでの「家主居住型」は、健全な民泊とは思えないため、規制すべきである。
1060	不特定多数の宿泊者が利用できる宿として、一般住宅やマンションで運用できることに反対である。
1061	民泊は、そこに従来住んでいた人間が行うべきである。
1062	オートロックマンションは全面禁止するべきである。
1063	管理者不在の民泊は許可しないでほしい。
1064	京都市においては、警察と連携した指導を強化し、悪質な業者の摘発に努めるとともに、優良事業者の地域との協定の事例の紹介や地域役員の対応能力の向上に向けた研修会、説明会を実施してほしい。
1065	民泊が増加することで、従来の旅館業施設の宿泊者が減少してしまっているため、民泊を禁止すべきである。
1066	民泊は規制することができず、違法民泊を取り締まることは物理的に不可能なため、民泊を禁止すべきである。
1067	条例で民泊禁止をさせないのはおかしい。住民を苦しめる民泊新法に断固反対する。
1068	民泊をどうしてゼロ日規制しないのか。地方分権の時代、やるやらないは地方で決めるべきだ。
1069	宿泊所の外側に屋号、経営者、住所、電話番号を標記するよう求めるべきである。
1070	施設の玄関に「民泊施設」の看板を掲げ、看板に連絡先を明記すること。
1071	一見して許可、届出を経た施設か判別するために、標識やマークを付けるべき。さらに、施設内に許可条件や届出の内容を記した看板を掲げるべきである。

1072	家主不在型の事業施設には、直ちに連絡可能となる電話番号を玄関の表に掲出する義務付けを行うこと。
1073	民泊運営代行サービス業者にとって、宿泊者に備品を持ち去られることが一番厄介である、代行サービスが稼げるようにしていただきたい。
1074	近くに民泊ができ、防災、防音がしっかりなされているか不安である。不適正な民泊は京都の奥深さを失わせるものである。
1075	税務署に提出する個人事業の開業及び廃業等届出書の控で、税務署受付押印のあるコピーの添付を義務付けるべきである。
1076	地域の日常生活の安心安全を維持・発展させるため、生活習慣、文化の違う人が出入りすること自体は悪くないが、平安を乱すことへの事前対策（ルール作り）を遵守する・させることは絶対必要である。
1077	近隣にゲストハウスができ、タバコのポイ捨てや深夜の騒音など、大変迷惑している。ゲストハウスの営業に反対する。
1078	近くの民泊により、迷惑している。京都市は、違法と適法のモデルの違いをビデオやチラシを用いて啓蒙してほしい。
1079	民泊からの騒音がうるさい。
1080	旅行者のキャリーバッグ音を規制する内容を盛り込むべきである。
1081	近くの民泊によって、ごみのポイ捨て、深夜の騒音、タバコのポイ捨てなどで悩んでいる。民泊に反対である。
1082	近くの民泊の深夜の騒音やごみの問題、火災の危険等で心配している。
1083	ルールに建物周辺での喫煙制限に関係する制限を加えてほしい。
1084	喫煙者の宿泊客が喫煙することにより、周辺住民に迷惑がかからないよう「市民の生活環境に影響を及ぼす迷惑行為」の例示に「喫煙（紙巻タバコ及び加熱式タバコの使用）」を加えるべきである。
1085	騒音厳禁を徹底してほしい。
1086	「「民泊」の適正な運営等に係る新たなルール（案）」と「旅館業法に関するルール」は全く別物であるため、別途意見募集を実施すべきである。
1087	民泊の政府原案は実態が何も分かっていない、とても荒っぽい人権無視の原案である。密集地で民泊を認めることは火災の危険が著しく高まる。
1088	火災が起きたときに対応できないのであれば、木造住宅密集地に旅館業の許可を下すべきではない。
1089	スーツケースの音がうるさいため、朝8時以前、夜9時以降のチェックインを禁止すべきである。
1090	防犯カメラの設置義務を課すべきである。
1091	施設の出入口には監視カメラの設置を義務付けてほしい。
1092	木造の密集地では火災の危険があるため、各部屋にスプリンクラーの設置義務を課すべきである。
1093	海外旅行保険加入の義務を課すべきである。
1094	旅館賠償責任保険への加入義務も明記すべきである。
1095	市民しんぶんに掲載されていた地区計画の進捗はどうなっているのか。
1096	ルール案に賛成する。しかし、指導にとどまらず権限を行使できなければ実効性の確保として乏しいと考える。
1097	路地奥長屋での防火防音設備は必須条件とすべきである。
1098	路地奥での旅館業の許可は問題がある。許可をするなら日数の制限を設けるべきである。
1099	路地奥での許可物件を1年に一度見直しをすべきである。
1100	民泊宿泊者のごみ処理費用が増加することが懸念されるのであれば、宿泊税率を上げて、それで増加するごみの処理費用をまかなってはどうか。
1101	民泊規制条例を国がけん制するとは断じて許さない。
1102	旅館、ホテル、簡易宿所、ゲストハウス、民泊などすべてを一括りとして、最大限厳しいルールで運用してほしい。
1103	大型施設近辺でのバスの送迎を禁止するべきである。
1104	国が条例を作るなど言っているが、京都市はそんな圧力に負けないよう条例を策定してほしい。
1105	国の法律がおかしい。
1106	地域と関係ない人は説明会に来ないでほしい。相手の話を聞かずに、あおるだけなので、きちんとした話し合いができない。
1107	届出制度で適切な運営ができるのか疑問である。
1108	民泊を一度も利用したことがない人が、このようなルールを作るのはおかしい。
1109	民泊に対し、否定的であり、なるべく厳しい要件を課してほしい。
1110	民泊開業の要件は、「求める」という弱い表現ではなく、義務とすべきである。

1111	条例の構成について、京都らしい「おもてなし」を規定に据えて、それを体現する基本理念のもとに、今回策定する条例の実施をサポートする雑則、罰則、附則を設けるのが適切である。
1112	ルールのどれが実施条例にするのか、独立条例にするのかの区別が判然としていない。
1113	住宅宿泊事業の届出の要件として、戸建てであること、通学路外であること、学校・保育園の周囲1キロよりも離れていることを備えるべきである。
1114	事業期間・事業可能場所での規制は、子どもや高齢者などが日常生活で不安とならないように犯罪抑止・心の不安にも十分配慮したものとすること。
1115	テロリストの隠れ家が観光のメッカである京都にできてしまうことを心配している。
1116	事業者自らが管理できないのであれば管理業者に委託するのではなく営業不可とし、営業停止命令ができるようにしなければ事業者が順守しないおそれがある。
1117	一番に心配することは騒音、火災、ごみのことである。
1118	民泊の前に保育園があるような場所は、許可するべきではない。
1119	安易に民泊営業に手を出すのは、税金等が安いからであり、例えば町内に税金に似たお金を納めるなど安易に営業ができないようにすべきである。
1120	比較的安価な宿泊施設を増やすなど、多様な宿泊パターンを選択できることで、京都に滞在する外国人がそれぞれのスタイルにあった滞在生活を送れるようにするべきである。
1121	京都市内に民泊は不要であり、従来どおりホテルや旅館などで対応するべきである。
1122	民泊とは悪いものというイメージが先行して作られたルール案のように感じる。多くの観光客を迎え入れる京都は、既成の業者や組織ばかりでなく、庶民レベルでの国際化が大切である。
1123	住居専用地域等では、旅館業許可ができない旨を独自条例で規定してほしい。
1124	簡易宿所も宿泊税を1000円くらいにすべきである。
1125	一般住宅で民泊を行うことに反対する。全て、旅館業法に準じた規制を課すべきである。
1126	事業者が毎月、地域住民に対して要望等の意見を聞き、要望内容を京都市に報告すること。
1127	京都市は、民泊オーナーから報告が上がった地域住民の要望を、各施設ごとにホームページで検索できるようにすること。
1128	営業者に対して、周辺住民に迷惑をかけていないことを調査させ、京都市に報告させることを義務化すべきである。
1129	市長への定期報告は年一回以上とし、実績がなくても報告義務を課すべきである。
1130	仲介業者は、京都市内に事業所を置き、同時に宿泊税の代行徴収義務者とするべきである。
1131	管理体制について、巡回型や一人の人間が多数の民泊の管理をしないよう条例に明記すべきである。
1132	1人で多くの民泊を営業しているような場合があるため、何か対策が必要である。
1133	届出の有効期限を3年程度とし、条例違反があった場合は、再届出を拒否できるようにするべきである。
1134	建物に事実上何の規制もかけないため、震災が発生し、多数の死傷者が出た場合、京都市が賠償責任を請求される可能性があるため、規制をしっかりとすべきである。
1135	宿泊者の安全の観点から、AEDの施設への設置や管理者に救急救命講習を受講させることが必要である。
1136	京都市は、観光名所への交通手段の改善を行うべきである。
1137	宿泊者名簿に関する細部の規定はどうなるのか。
1138	住宅の所有者が変わった場合、再度届出が必要か。
1139	消防法、旅館業法、食品衛生法の見直しが必要である。
1140	短期間のイベントの期間なら現状の法律でも対応できる。時限立法とすべきである。
1141	罰金が3万円から100万円になったそうだが、そもそも3万円を決めた当時の価値は現在の5億に相当する。100万円では少なすぎる。
1142	簡易宿所を廃止し、旅館ホテルへ業態を変更すべきである。
1143	地元自治会は、一部の権力者に牛耳られているところが多々あるが、対応はどうするのか。
1144	京町家は、街並みで保存されるべきである。
1145	民間会社と消防局が協働できるようなシステムを構築してほしい。
1146	届出制ではなく、許可制とすべきである。
1147	住宅宿泊事業のための住宅として賃貸で貸し出す場合は、家主が責任を持つ範囲内で課すべきである。
1148	観光客の全てを受け入れるのではなく、制限をかけて、京都に行くことの付加価値をつけてほしい。安物の観光地とならないようにしてほしい。

1149	宿泊施設は量を増やすのではなく質を向上させるべきである。小規模なホテルの新規開設は制限すべきである。
1150	宿泊施設が足りていないと思うが、民泊ではなくホテル、旅館に任せるべきである。
1151	地域の不安解消や地域住民との交流のためにも、京都市もしくは京都市が委託した団体の運営による民泊案内所や交流施設の開設を求める。
1152	京都の民泊は「ラグジュアリーマーケット」と「京都の文化を体感できる神社仏閣での宿泊体験」をメインに考えるべきである。
1153	住宅宿泊事業法に基づく施設について、積極的に観光客一時滞在施設とする仕組みを構築するなど、帰宅困難観光客避難誘導計画との整合性を図るべきである。
1154	旅館施設に関する本市独自のルール案について、不履行状態に対する措置は独立条例で規定するのか。
1155	「求めます」と記されている事項に関して、履行確保方法についての方針を示してほしい。また、業務改善命令を発出するとして、その根拠は法15条か、それとも住宅宿泊管理業に関する法41条か。
1156	京都市は、明示的な委任規定がない場合には、法律実施条例を制定できないと考えるのか。
1157	毎日、夜間には管理者は施設を見回るべきである。
1158	宿泊者に必要なのは、最低限のモラルであるから、宿泊者の身分証明書所持は反対する。
1159	民泊はあくまで住宅事業であり、旅館業法と同じスタンスは厳しすぎる。
1160	失火が発生した場合の近隣への捕償を義務付けるべきである。
1161	宿泊台帳の記載の際、見るからに日本人の宿泊客に国籍の記入を求めるのは国籍に対する根強い差別感を匂わせることになる。インバウンドの受入れを行っている施設だけに「国籍」「次の宿泊場所」などの記入義務をつけるべき。
1162	設備基準が、簡易宿所と同じ設備だと多額の費用がかかってしまい、大きなハードルになっている。設備基準の緩和を求める。
1163	宿泊者を受入れるということは人の命を預かっているということを念頭において、宿泊業が営まれるべきである。
1164	無関係の敷地には絶対に入らないということを徹底してほしい。
1165	住居専用地域内での民泊営業が生活環境への支障を発生させていると近隣住民が認識し、法15条命令の発出を求める非申請型義務付け訴訟を提起した場合、市は、当該住民に原告適格があると解するか。
1166	違法経営でもサイトに掲載できる管理会社をなぜ取り締まれないか疑問である。
1167	通報窓口の連絡手段にSNSの活用を検討してほしい。
1168	事業者が1棟での複数室を事業として届ける場合は、1棟ごとに180日以内の事業とすること。
1169	届け出た事業をやめる場合は、近隣自治会にも必ず報告し施設入口正面に1年間公示すること。
1170	既存民の居住契約更新拒否を禁止すること（追出し防止策を講ずること）。
1171	市民や利用者に対し「民泊通報・相談窓口」の更なる周知徹底を行うこと。
1172	住宅宿泊事業法による民泊施設としての事業可能条件と、旅館業法による事業施設の相違点等の情報提供をTV・新聞・市民ニュースにより繰り返し行うこと。
1173	三条大橋で観光客が道に広がり困っている。
1174	土砂災害特別警戒区域内の住宅については、災害対策が施されていない場合、宿泊事業を認めるべきではない。仮に認めるとしても、出水期（5月～11月）の期間は制限すべきである。
1175	災害浸水以下の場所に位置する部屋で宿泊事業が営まれる場合、出水期（5月～11月）の営業を制限すべきである。
1176	宿泊所の周辺住民に、地域で開業している民泊のことが具体的かつ詳細にすべてわかるように、情報の公開ができるようにしてほしい。
1177	行政が許可等出した施設に問題が発生すれば、しっかりと適正に向けて指導していくべきである。
1178	建築協定について、各町内会で出前トークをすべきである。
1179	民泊案内所や交流施設が作れないか。
1180	上京区のゲストハウスに対して、苦情を医療衛生センターに言ったが、しっかり対応してもらえない。しっかり対応してほしい。
1181	保険加入を義務化すること。
1182	定期的な立入検査を行ってほしい。
1183	安易な助成金（改修費）の取扱いをしっかりとしてほしい。
1184	ルールを守っている者が損をしないようにしてほしい。
1185	管理者は固定電話を設けるべきである。
1186	朝8時より早いチェックアウトを禁止すること、夜9時より遅いチェックインを禁止することを求める。

1187	隣の家と接している窓は開かないようにすること、ベランダを封鎖することを求める。
1188	防犯カメラの設置を義務化すること。
1189	海外旅行保険の加入を義務化すること。
1190	宿泊者が施設外の器物を破損した場合は営業者が責任を持つこと。
1191	パブリックコメントの冊子回覧が遅すぎる。
1192	違反建築物については営業を認めるべきでない。
1193	旅館業法上の許可においては建築基準法上の用途変更が不要とされている100㎡未満の建物についても、防災や騒音防止等の観点からは、建築基準法上による規制を厳格に適用すべきである。
1194	建築基準法違反の履歴がある物件での「民泊」の禁止など、安全確保の上で適法なものしか認めないという姿勢を明記すべきである。
1195	行政の職員体制の充実、専門性の確保も不可欠である。
1196	どれが適法な「民泊」施設なのか、利用者及び周辺住民が一目でわかるよう、適法「民泊」マークを公的機関が発行し、適法な施設に掲示するとよい。
1197	届出も許可（申請）と原則同等の審査をすべきのものであり、必要経費として申請者が負担すべきである。
1198	構造設備の適格性要件に「自転車の駐輪、自動車の駐車に支障ない敷地を有すること」を明示すべきである。
1199	許可と届出の効力発生時期の違いを教えてほしい。
1200	いくら立派な条例、規則を作っても、実効性がなければ絵に描いた餅になりかねないことを危惧している。民泊に従事する市職員を大幅に拡充すべきである。（最低でも現状の2倍～3倍は必要。）
1201	区役所、支所へ苦情・相談できる窓口を作ってほしい。
1202	パブリックコメントの内容が難しすぎる。また、京町家のイラスト例だけでは、京町家とは何を指すのかあいまいである。
1203	パブリックコメントの期間が短い。
1204	火災保険加入を義務化すべきである。
1205	民泊の場所を示したマップを配布してほしい。
1206	許可期限又は届出期限を定めてほしい。
1207	長屋についても民泊を運営するために必要なルールを提示すべきである。
1208	「民泊」に対する周知等を行う際は、固定資産税の情報も掲載すべきである。
1209	空き家については、民泊の対象となる居住実態があると判断できるのか。
1210	違法建築物での営業を禁止すべきである。
1211	事業者と地域住民が大規模災害時に連携がとれるよう、普段からコミュニケーションを図るべきである。
1212	周辺住民からの苦情については、その内容や対応について行政に報告する義務を課すべきである。
1213	20時以降の出入りは禁止すること。
1214	火災、事件、事故に対する賠償責任の範囲を明確にさせること。
1215	民泊で故意又は過失で火事を出した時の責任は誰がとるのか。
1216	民泊業者が高額で物件を購入していくのが不安である。
1217	管理者のいない宿泊施設は何が起こるか分からない。「安心安全」と言えばそうなる訳ではない。実行するのは職員だから人員の確保をすべきである。
1218	京都市若しくは京都市の委託業者が運営する宿泊案内所を設置してほしい。
1219	施設に防犯カメラの設置を義務付けるべきである。
1220	法による住宅宿泊事業者の規制は不十分である。
1221	携帯番号やメールアドレスを届出事項とすべきである。
1222	家主居住型の事業者には管理能力が問われることから、強化訓練の機会を設けるようにすべきである。
1223	事業者には損害賠償保険の加入を義務化すべきである。
1224	住宅宿泊管理者にも条例に義務が課されるように明確化すべきである。
1225	住宅管理者が担当する施設名、施設所在地を京都市のホームページ上で公開できるよう条例等に規定すべき。
1226	住宅宿泊管理者は担当者に苦情等に迅速に対処できるよう一定の判断・処分権限を有する者とするを義務付けるべきである。

1227	住宅宿泊管理業者の再委託は、法及び条例の趣旨を踏まえた業務遂行能力を有することを条件とすべきである。
1228	住宅宿泊管理業者にも地元自治会等への参加・協力を求めるべきである。
1229	住宅宿泊仲介業者には、仲介行為終了後にも一定のトラブルに対応できるよう義務を課すべきである。
1230	住宅宿泊仲介業者が違法な民泊をあっせんした場合の登録の拒否事由が規定されていないので、条例で規定すべきである。
1231	住宅宿泊仲介業者登録簿の一般閲覧が規定されているが、その方法をインターネットとするよう条例で規定すべきである。
1232	住宅宿泊仲介業者の約款の変更命令は、宿泊者の正当な利益を害するおそれがある場合だけでなく、住宅宿泊事業者の正当な利益を害するおそれがある場合も加えるべきである。
1233	住宅宿泊仲介業者契約締結前の宿泊者に対する書面の交付義務に施設の利用方法に関する項目がないので加えるべきである。
1234	外国宿泊仲介業者は支店が当該地方自治体の区域内にあることを要件とするなど実効性のあるものとすべきである。
1235	住宅宿泊仲介業者の取消事由に違法な民泊をあっせんしたことを加えるべきである。